

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成25年10月10日提出
【計算期間】	第18特定期間 (自 平成25年1月11日 至 平成25年7月10日)
【ファンド名】	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石 川 昌 秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	谷 口 嘉 邦
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4720
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）は、日本を除く世界の債券およびわが国の株式に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益等）の確保とともに信託財産の成長を目指します。

●当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本含む）		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	欧州	ファミリー ファンド	あり （ ）
	年12回 （毎月）	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株式、債券） （資産配分固定型）））	その他 （ ）	アフリカ		
		中近東 （中東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

<商品分類表及び属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

ファンドは、一般社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信／内外／資産複合」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

※「追加型投信／内外／資産複合」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、国内および海外の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドの属性およびその定義>

- 投資対象資産による属性区分
 - … その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））
 - ※ 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券（親投資信託など）を通じて複数の資産（株式、債券）へ投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
- 決算頻度による属性区分
 - … 年12回（毎月）
 - ※ 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
- 投資対象地域による属性区分
 - … グローバル（日本含む）

※ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中には「日本」を含みます。

4. 投資形態による属性区分

… ファミリーファンド

※ 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

5. 為替ヘッジによる属性区分

… 為替ヘッジなし

※ 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL:<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

②信託金の限度額：上限1,000億円

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

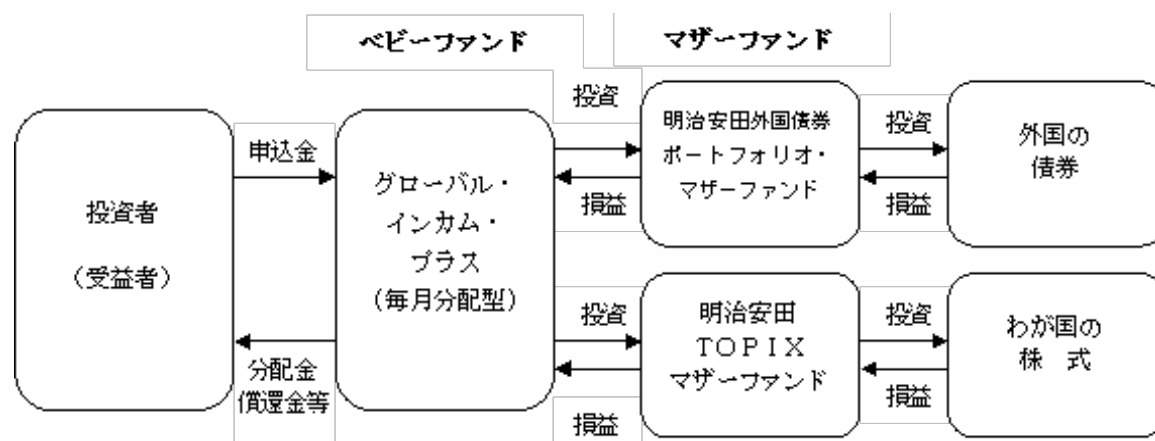
平成16年7月28日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券および「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券に投資することにより、実質的な運用を親投資信託（以下「マザーファンド」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

※「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益は全て投資者である受益者に帰属します。

②委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。

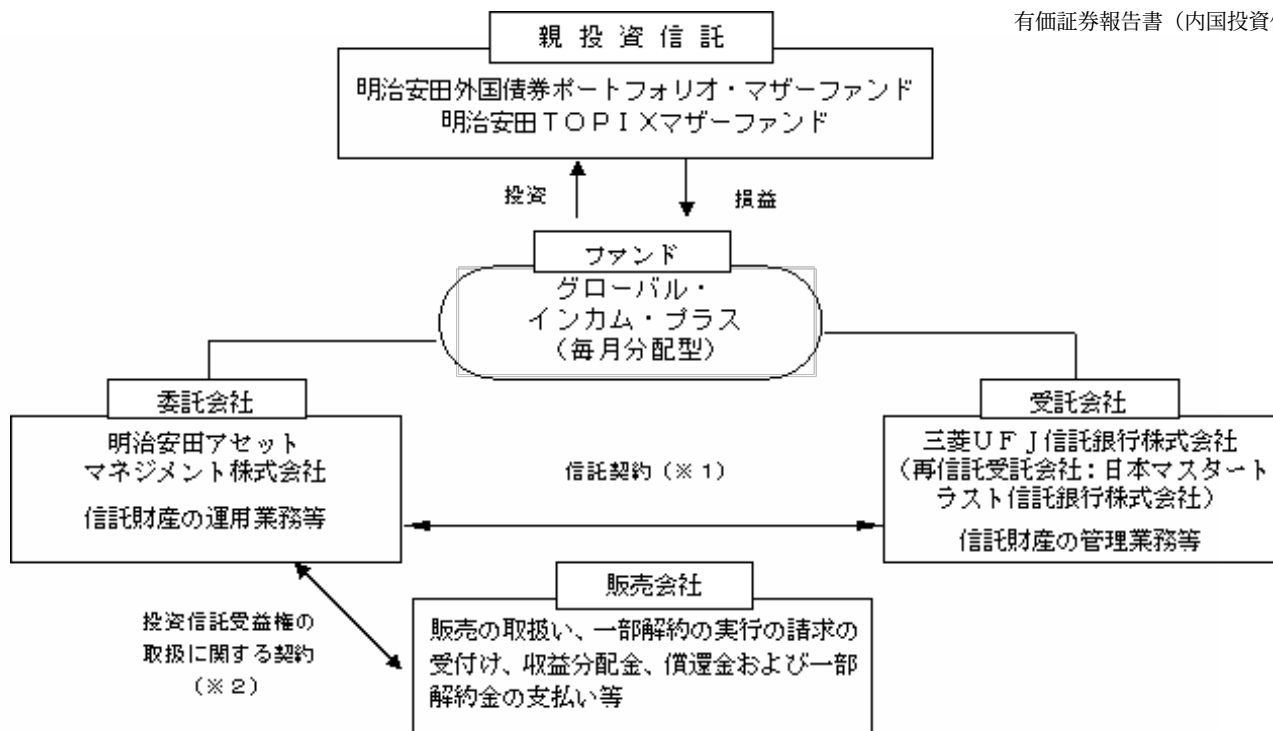
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

(なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)

3. 販売会社

ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



(※1) 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

(※2) 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

③ 委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円
2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ボッケンハイマー・ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①運用方針

この投資信託は、主として日本を除く世界の債券およびわが国の株式に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益等）の確保とともに信託財産の成長を目指して運用を行います。

②投資対象

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券および明治安田T O P I Xマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、世界各国（日本を除く）の債券やわが国の株式に直接投資することがあります。

※投資対象について、詳しくは約款をご覧ください。

③投資態度

1. ファンドの組入比率については、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド65%、明治安田T O P I Xマザーファンド35%を基準組入比率とします。基準組入比率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入調整を行います。一定の範囲とは各投資対象ともプラス・マイナス5%程度とします。
2. 外国債券運用においては、信用リスクの低減を図るため、原則として取得時にA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。また、為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
3. 国内株式運用においては東証一部上場銘柄を中心に、T O P I Xとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。また、運用の効率化を図るため、T O P I X先物取引を行う場合があります。
4. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
5. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第25条に定めるものに限りま。

- ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券および「明治安田T O P I Xマザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③委託会社は、信託金を、上記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（参考）親投資信託の概要

「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

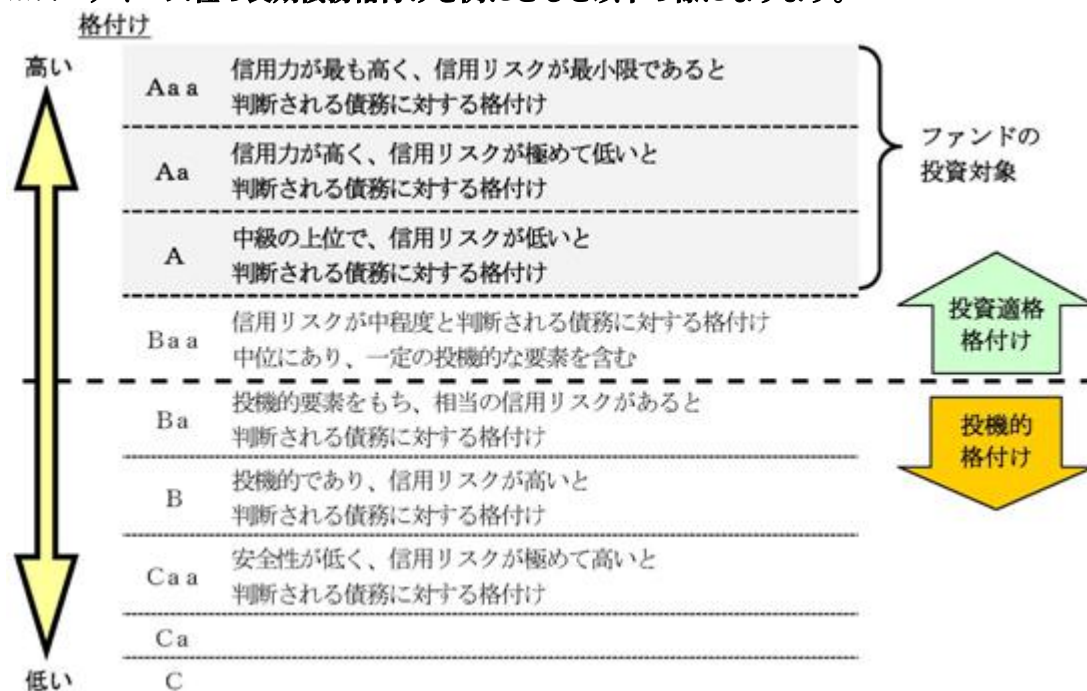
※シティグループ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

※シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

- ②信用リスクの低減を図るため、原則として取得時においてA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

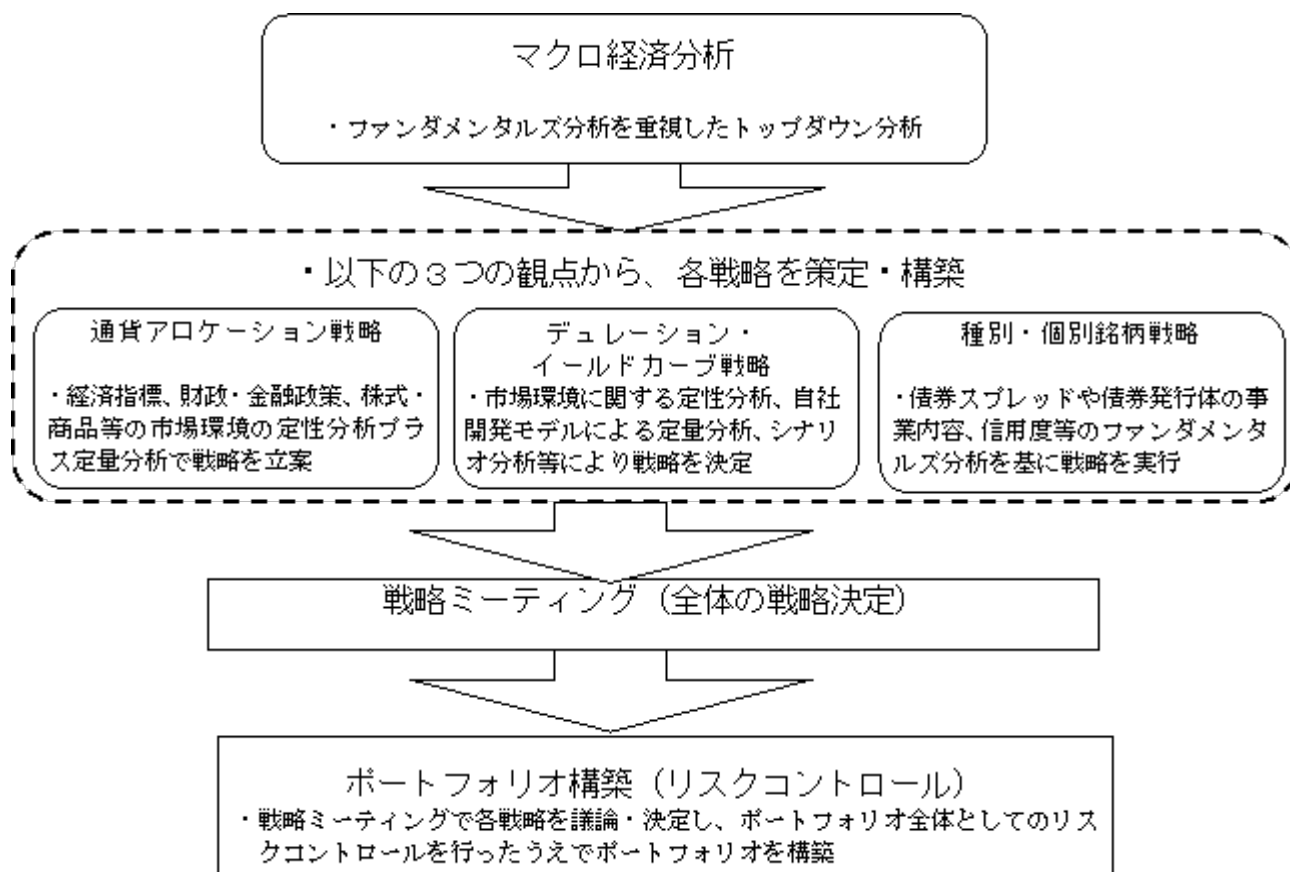
※ 格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者(格付会社)が評価した意見です。格付けが高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。

※ムーディーズ社の長期債務格付けを例にとると以下のようになります。



注：ムーディーズはAaからCaaまでの格付けに、1、2、3という数字付加記号を加えています。1は、債務が文字格付けの категория で上位に位置することを示し、2は中位、3は下位にあることを示しています。

③運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



④債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

⑤各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

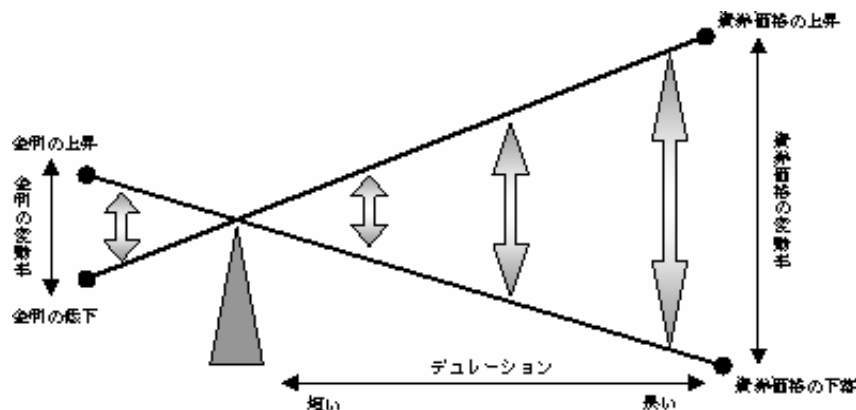
1. 国別・通貨別配分

一般に債券は、市中金利の水準が低下すると価格が上昇し、金利が上昇すると価格が低下します。景気や物価などの動向は国ごとに様々であり、金利の動きは国によって大きく異なることがあります。

ファンドでは、グローバルベースでのカントリー分析・市場予測を行い、国別・通貨別の最適配分を決定します。

2. デュレーション調整

デュレーションとは、投資元本の平均回収期間のことで、債券価格の金利変動に対する感応度をあらわします。デュレーションが長い(大きい)ほど金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。金利が低下した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく上昇します。一方、金利が上昇した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく下落します。ファンドでは、各国金利見通し等に基づいて、デュレーションの調整を行います。



※上図はイメージ図であり、実際の動きとは異なる場合があります。また、ファンドの運用成果を示唆・保証するものではありません。

⑥公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑦組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(3) 投資制限

①株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑦有価証券先物取引等を行います。

⑧スワップ取引を行います。

⑨有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

⑩金利先渡し取引および為替先渡し取引を行います。

「明治安田TOPIXマザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

TOPIXとは

TOPIX（東証株価指数）は、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます。）が公表する株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されている全ての株式の時価総額を指数化したものです。東京証券取引所第一部に上場している全ての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

・TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。

東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

東京証券取引所は、ファンドの購入者又は公衆に対し、ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

東京証券取引所は、当社又はファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

・ファンドは、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。

- ・上記に限らず、東京証券取引所はファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

2 運用方法

(1)投資対象

東証一部上場銘柄の株式およびTOPIX（東証株価指数）先物取引を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①東証一部上場銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。
- ②運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を行う場合があります。
- ③株式（株価指数先物取引を含みます）の実質組入比率は、高位を保ちます。
- ④運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスクコントロールを行います。

〔投資対象ユニバースの決定〕

TOPIXに採用されている銘柄（採用予定銘柄を含む）から、信用リスクが極めて高い銘柄を除外した投資対象となる銘柄群リスト（投資対象ユニバース・リスト）を作成します。

〔組入銘柄および株数の決定〕

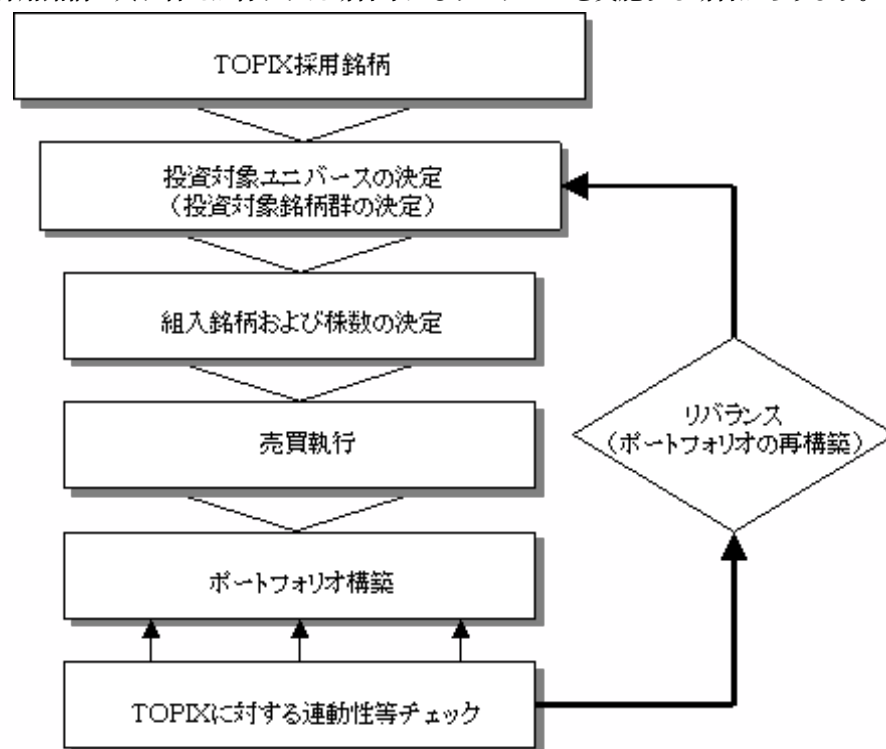
ファンドの純資産総額や個別銘柄の市場流動性、売買コスト等を勘案してTOPIXに近づくように一定の方法（最適化法）を用いて投資対象ユニバースの中から実際に買付けを行う銘柄のリストおよび株数を割り出します。

〔ポートフォリオの構築〕

運用担当者から指示を受けた専任のトレーダーが、市場でのマーケット・インパクトや取引コストを最小化するように株式を売買発注し、ポートフォリオを完成させます。

〔リバランス〕

日次、月次でTOPIXとの連動性をチェックします。連動性が低まったと判断した場合には、売買コストを考慮しつつ組入銘柄の見直しを行い、ポートフォリオを再構築（リバランス）します。また、ファンドの資金流入やTOPIX採用銘柄の入れ替えが行われた場合等にもリバランスを実施する場合があります。



- ⑤非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

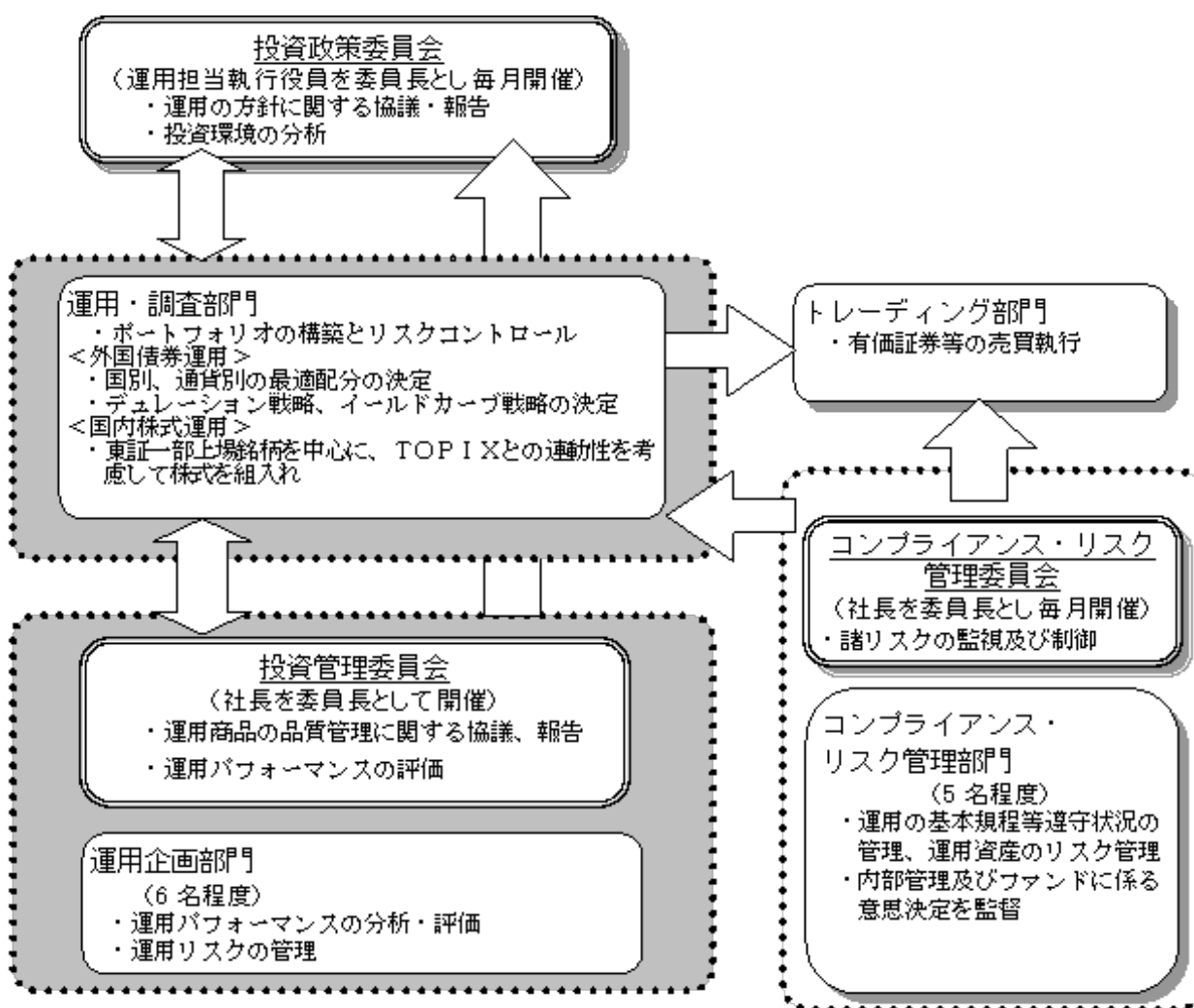
(3)投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑦有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑧スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

<受託会社に対する管理体制>

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

原則として毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 原則として組入債券の利子収入と株式の配当収入を原資として、毎月安定した分配を目指します。また、毎年3月、6月、9月、12月の決算時（年4回）には売買益（評価益を含みます。）を「プラスα」の分配として上乗せすることを目指します。ただし、株式の値上り益が確保できた場合でも、債券価格の下落や円高等によって基準価額が下落した場合、分配対象額が少額の場合等では、この上乗せ分配を行わない場合があります。収益分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - i 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ii 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

●収益分配金に関する留意事項●

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

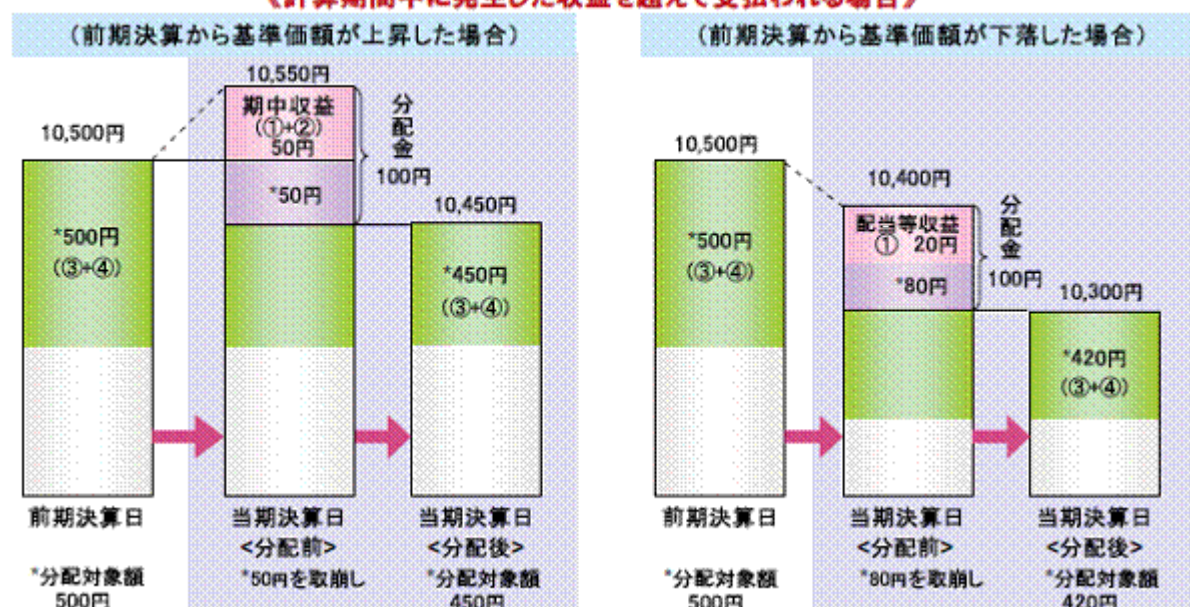
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



※上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

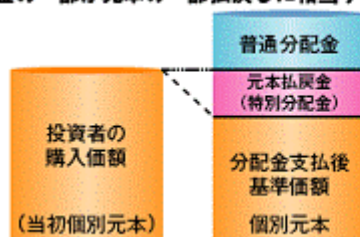


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

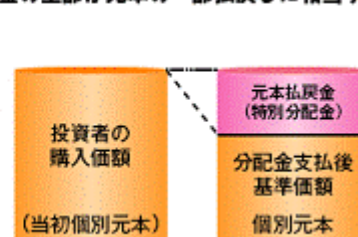
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金…個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）…個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

(5)【投資制限】

①株式への投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。

③新株引受権証券等の投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④投資信託証券の投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑥同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑧投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑬有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の i) および ii) の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - i) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記 i) ～ ii) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭有価証券の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記⑮の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑮有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約取引の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 上記2. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑱資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - i) 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ii) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - iii) 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<法律等で規制される投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて株式や債券（公社債等）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下のとおりです。

1. 値動きの主な要因

① 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

② 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他のリスク・留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

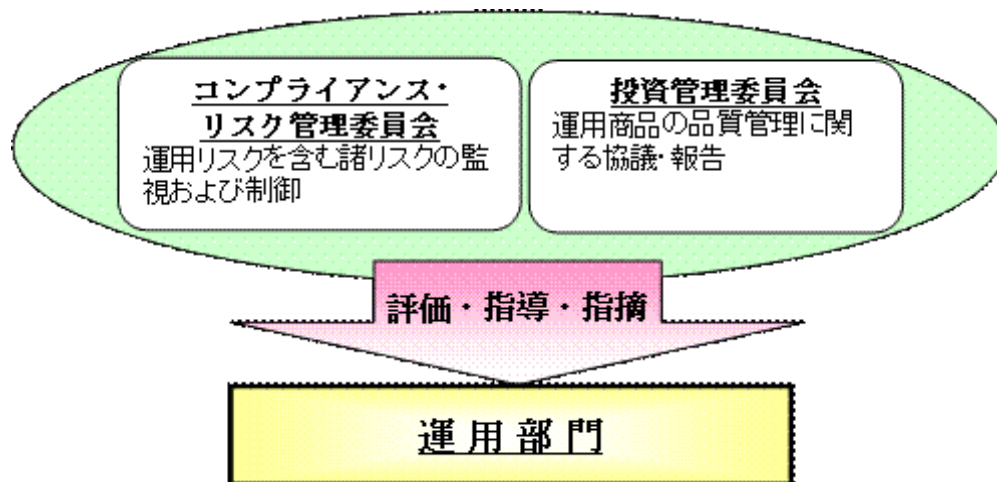
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ①申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、2.625%※(税抜2.5%)を上限として、各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

※消費税率が8%になった場合には、2.7%となります。

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

※申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

- ②分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づき収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料ならびに信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

- ①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.26%※(税抜1.20%)の率を乗じて得た金額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

※消費税率が8%になった場合には、年率1.296%となります。

(年率)

販売会社毎の 純資産総額に応じて		100億円以下の部分	100億円超 250億円以下の部分	250億円超 500億円以下の部分	500億円超の部分
信託報酬の総額		1.26% (税抜1.20%)			
(内訳)	委託会社	0.5565% (税抜0.53%)	0.5040% (税抜0.48%)	0.4830% (税抜0.46%)	0.4515% (税抜0.43%)
	販売会社	0.6405% (税抜0.61%)	0.6930% (税抜0.66%)	0.7140% (税抜0.68%)	0.7455% (税抜0.71%)
	受託会社	0.0630% (税抜0.06%)			

※「税抜」における税とは、消費税等相当額をいいます。

<消費税率が8%になった場合>

(年率)

販売会社毎の 純資産総額に応じて		100億円以下の部分	100億円超 250億円以下の部分	250億円超 500億円以下の部分	500億円超の部分
信託報酬の総額		1.296% (税抜1.20%)			
(内訳)	委託会社	0.5724% (税抜0.53%)	0.5184% (税抜0.48%)	0.4968% (税抜0.46%)	0.4644% (税抜0.43%)
	販売会社	0.6588% (税抜0.61%)	0.7128% (税抜0.66%)	0.7344% (税抜0.68%)	0.7668% (税抜0.71%)
	受託会社	0.0648% (税抜0.06%)			

※「税抜」における税とは、消費税等相当額をいいます。

- ②上記信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託会社が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ③ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、ならびに先物・オプション取引等に要する費用ならびに信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

1)個人、法人別の課税の取扱いについて

1.個人の受益者に対する課税

＜収益分配金（普通分配金）に対する課税＞

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

＜一部解約時および償還時に対する課税＞

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2.法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

2)個別元本方式について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

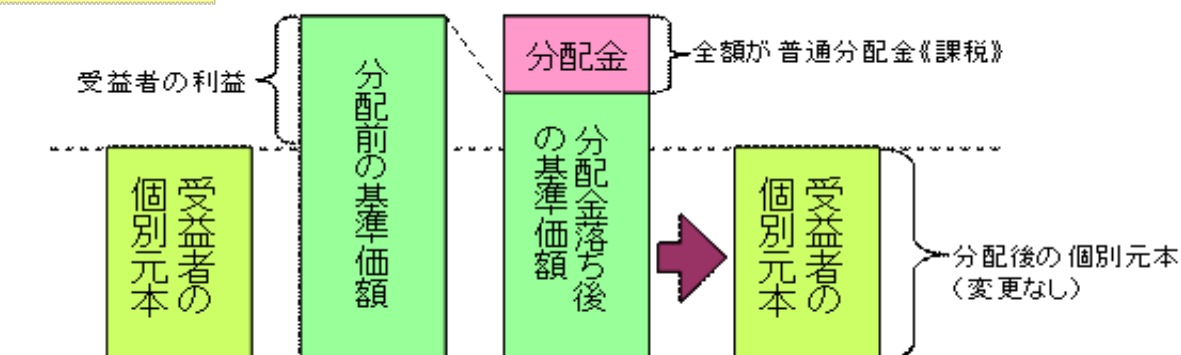
3)収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

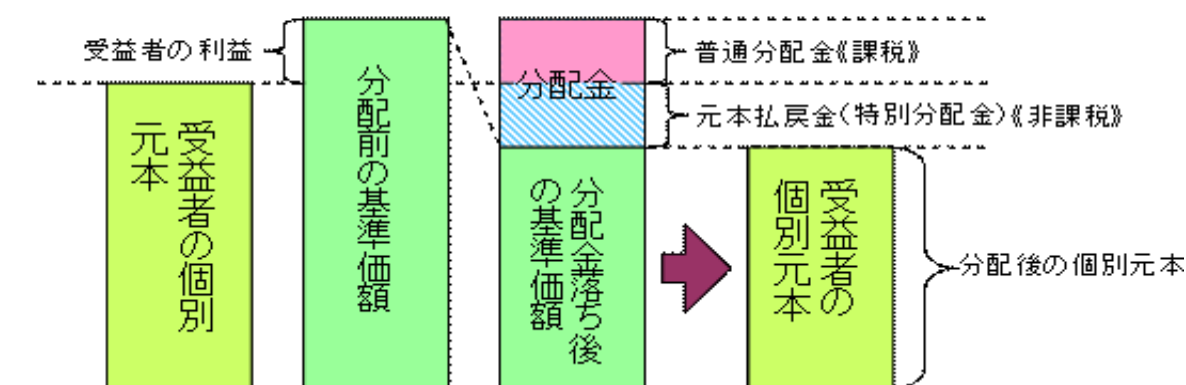
- ①収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

- ②収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

①の場合



②の場合



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用対象外となります。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

＜少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合＞

少額投資非課税制度（NISA）は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。

ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成25年8月30日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	3,012,897,945	64.96
明治安田TOPIXマザーファンド受益証券	1,571,894,802	33.89
小 計	4,584,792,747	98.85
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	53,302,471	1.15
合 計（純資産総額）	4,638,095,218	100.00

※その他資産として下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いています。

資産の名称	取引所	評価額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）TOPIX先物	東京証券取引所	11,025,000	0.24

<参考：マザーファンドの投資状況>

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	10,978,329,000	29.27
	イタリア	3,575,666,680	9.53
	ベルギー	3,092,448,123	8.25
	イギリス	2,602,254,308	6.94
	フランス	2,494,371,064	6.65
	スペイン	2,407,778,136	6.42
	オランダ	1,504,208,442	4.01
	ドイツ	1,109,372,728	2.96
	カナダ	935,888,032	2.50
	オーストリア	864,236,172	2.30
	オーストラリア	524,452,784	1.40
	ポーランド	474,677,376	1.27
	メキシコ	371,290,803	0.99
	デンマーク	311,364,729	0.83
	フィンランド	303,565,996	0.81
	スウェーデン	206,231,923	0.55
	南アフリカ	192,169,758	0.51
	マレーシア	188,905,693	0.50
	スイス	139,719,234	0.37
	シンガポール	123,555,861	0.33
小 計		32,400,486,842	86.39
特殊債券	国際機関	2,451,123,203	6.54
	オーストリア	1,203,218,208	3.21
	オランダ	382,644,990	1.02
	フランス	373,217,184	1.00
小 計		4,410,203,585	11.76
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		696,165,738	1.86
合 計（純資産総額）		37,506,856,165	100.00

明治安田TOPIXマザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日 本	4,231,894,650	96.63
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		147,521,862	3.37
合 計（純資産総額）		4,379,416,512	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1.上位銘柄

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価／ 簿価額（円）	評価単価／ 評価額（円）	投資 比率 （％）
1	明治安田外国債券ポート フォリオ・マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	1,644,235,945	1.8156 2,985,274,782	1.8324 3,012,897,945	64.96
2	明治安田T O P I X マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	993,047,446	1.6226 1,611,318,785	1.5829 1,571,894,802	33.89

2.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.85
合計	98.85

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

株価指数先物取引

銘柄名	種類	数量 (枚)	簿価額（円）	評価額（円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引 TOPIX先物	買建	1	11,350,000	11,025,000	0.24

（注）評価額の算定方法：基準日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

＜参考：マザーファンドの投資資産＞

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.75%	20,870,000	10,722.59	2,237,805,922	10,347.77	2,159,581,554	2.75	2019/2/15	5.76
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.875%	20,170,000	9,857.13	1,988,183,838	9,796.80	1,976,016,523	0.875	2017/1/31	5.27
3	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0307 3.25%	10,850,000	14,127.69	1,532,854,470	13,978.65	1,516,684,523	3.25	2016/9/28	4.04
4	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4%	10,700,000	13,496.78	1,444,156,081	13,462.12	1,440,447,627	4	2015/7/30	3.84
5	イタリア	国債証券	BTPS 4.75%	9,640,000	13,888.79	1,338,879,703	13,845.81	1,334,736,508	4.75	2017/5/1	3.56
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625%	12,800,000	9,811.74	1,255,902,744	9,580.11	1,226,254,125	0.625	2017/9/30	3.27
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	11,200,000	12,478.93	1,397,640,518	10,871.85	1,217,647,620	4.25	2040/11/15	3.25
8	オーストリア	特殊債券	OESTER KONTROLBK 1.75%	12,000,000	10,112.39	1,213,486,992	10,026.81	1,203,218,208	1.75	2015/10/5	3.21
9	イギリス	国債証券	TREASURY 1.75%	7,190,000	15,998.01	1,150,257,134	15,657.45	1,125,770,974	1.75	2017/1/22	3.00
10	ベルギー	国債証券	BELGIAN 3%	8,000,000	14,441.02	1,155,282,328	13,715.57	1,097,245,952	3	2019/9/28	2.93
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1%	10,800,000	9,981.50	1,078,002,178	9,893.63	1,068,512,348	1	2016/8/31	2.85
12	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 1.25%	10,040,000	9,333.26	937,059,826	9,321.59	935,888,032	1.25	2016/2/1	2.50
13	国際機関	特殊債券	EURO BK RECON&DV 1.625%	9,000,000	10,108.94	909,805,410	10,041.57	903,741,516	1.625	2015/9/3	2.41
14	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 4.875%	8,000,000	11,296.64	903,731,680	10,981.89	878,551,520	4.875	2017/1/17	2.34
15	イタリア	国債証券	BTPS 4.5%	5,630,000	13,561.89	763,534,474	13,628.83	767,303,385	4.5	2015/7/15	2.05
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2%	7,870,000	10,007.74	787,609,917	9,430.26	742,161,855	2	2022/2/15	1.98
17	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.4%	5,260,000	14,102.65	741,799,682	13,938.28	733,153,780	5.4	2023/1/31	1.95
18	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.25%	4,660,000	15,262.34	711,225,175	14,930.71	695,771,253	4.25	2018/10/25	1.86
19	イギリス	国債証券	TREASURY 4.25%	4,030,000	18,849.73	759,644,247	17,217.12	693,850,226	4.25	2040/12/7	1.85
20	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 4%	4,800,000	14,386.96	690,574,156	14,287.32	685,791,744	4	2016/7/15	1.83
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.25%	6,940,000	9,807.56	680,645,205	9,812.94	681,018,512	0.25	2015/7/15	1.82
22	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.5%	4,060,000	16,355.51	664,034,051	15,446.46	627,126,438	4.5	2041/4/25	1.67
23	イタリア	国債証券	BTPS 4.5%	4,230,000	12,951.24	547,837,563	13,197.21	558,242,372	4.5	2023/5/1	1.49
24	イタリア	国債証券	BTPS 5%	4,010,000	12,962.78	519,807,766	12,988.83	520,852,291	5	2040/9/1	1.39
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.625%	4,500,000	11,541.93	519,386,906	10,758.12	484,115,625	3.625	2021/2/15	1.29
26	オーストリア	国債証券	REP OF AUSTRIA 3.4%	3,000,000	14,919.27	447,578,355	14,339.42	430,182,720	3.4	2022/11/22	1.15
27	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.25%	2,920,000	14,158.39	413,424,999	13,952.61	407,416,247	3.25	2016/4/25	1.09
28	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 5.75%	2,290,000	19,302.87	442,035,732	17,647.52	404,128,208	5.75	2032/10/25	1.08
29	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 2.25%	3,000,000	13,673.46	410,204,034	13,207.37	396,221,337	2.25	2022/7/15	1.06
30	イギリス	国債証券	TREASURY 4.5%	2,150,000	19,736.37	424,332,074	18,006.27	387,134,825	4.5	2042/12/7	1.03

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	86.39
特殊債券	11.76
合計	98.14

- ②投資不動産物件
該当事項はありません。

- ③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

明治安田TOPIXマザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1.上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価額 (円)	評価単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	35,000	5,000.00	175,000,000	5,940.00	207,900,000	4.75
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	203,500	569.00	115,791,500	576.00	117,216,000	2.68
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	20,300	4,140.00	84,042,000	4,350.00	88,305,000	2.02
4	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	22,900	3,755.00	85,989,500	3,545.00	81,180,500	1.85
5	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	13,100	3,745.00	49,059,500	6,190.00	81,089,000	1.85
6	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	345,100	215.00	74,196,500	200.00	69,020,000	1.58
7	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	17,000	3,036.85	51,626,450	3,335.00	56,695,000	1.29
8	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	11,300	4,305.00	48,646,500	4,995.00	56,443,500	1.29
9	日本	株式	三菱地所	不動産業	19,000	2,694.00	51,186,000	2,560.00	48,640,000	1.11
10	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	10,600	5,140.00	54,484,000	4,470.00	47,382,000	1.08
11	日本	株式	キヤノン	電気機器	15,800	3,505.00	55,379,000	2,948.00	46,578,400	1.06
12	日本	株式	ファナック	電気機器	2,800	14,410.00	40,348,000	15,010.00	42,028,000	0.96
13	日本	株式	三井不動産	不動産業	13,000	2,635.00	34,255,000	3,105.00	40,365,000	0.92
14	日本	株式	日立製作所	電気機器	65,000	556.00	36,140,000	593.00	38,545,000	0.88
15	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	11,300	2,976.00	33,628,800	3,385.00	38,250,500	0.87
16	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	55,400	587.00	32,519,800	686.00	38,004,400	0.87
17	日本	株式	三菱商事	卸売業	20,600	1,864.00	38,398,400	1,842.00	37,945,200	0.87
18	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	5,000	7,790.00	38,950,000	7,540.00	37,700,000	0.86
19	日本	株式	KDDI	情報・通信業	7,600	3,670.00	27,892,000	4,695.00	35,682,000	0.81
20	日本	株式	エス・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	219	145,900.00	31,952,100	157,500.00	34,492,500	0.79
21	日本	株式	ソニー	電気機器	17,400	1,508.00	26,239,200	1,972.00	34,312,800	0.78
22	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	120,000	250.00	30,000,000	280.00	33,600,000	0.77
23	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	34,200	993.00	33,960,600	977.00	33,413,400	0.76
24	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	6,300	5,220.00	32,886,000	5,030.00	31,689,000	0.72
25	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	10,300	2,865.00	29,509,500	3,035.00	31,260,500	0.71
26	日本	株式	三井物産	卸売業	22,600	1,419.00	32,069,400	1,369.00	30,939,400	0.71
27	日本	株式	住友不動産	不動産業	7,000	3,560.00	24,920,000	4,330.00	30,310,000	0.69
28	日本	株式	信越化学工業	化学	5,100	5,840.00	29,784,000	5,930.00	30,243,000	0.69
29	日本	株式	デンソー	輸送用機器	6,700	4,100.00	27,470,000	4,500.00	30,150,000	0.69
30	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	8,900	3,250.00	28,925,000	3,230.00	28,747,000	0.66

2.種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	96.63
合計	96.63

3.株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率 (%)
輸送用機器	11.51
電気機器	11.00
銀行業	9.79
情報・通信業	6.69
化学	5.38
機械	5.03
医薬品	4.35
卸売業	4.29
小売業	4.15
食料品	3.90
陸運業	3.83
不動産業	3.62
建設業	2.41
保険業	2.29
電気・ガス業	2.26
サービス業	2.04
証券、商品先物取引業	1.73
鉄鋼	1.68
その他製品	1.34
精密機器	1.21
その他金融業	1.16
非鉄金属	1.06
ガラス・土石製品	0.98
ゴム製品	0.88
繊維製品	0.77
石油・石炭製品	0.65
金属製品	0.61
空運業	0.59
鉱業	0.45
海運業	0.39
パルプ・紙	0.27
倉庫・運輸関連業	0.20
水産・農林業	0.11
合計	96.63

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

株価指数先物取引

銘柄名	種類	数量 (枚)	簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 TOPIX先物	買建	13	146,655,920	143,325,000	3.27

(注) 評価額の算定方法：基準日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期 別	純資産総額 (円)		1 万口当たり純資産額 (円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1 特定期間末 (平成17年 1 月11日)	1,243,866,595	1,246,302,652	10,212	10,232
第2 特定期間末 (平成17年 7 月11日)	5,582,022,725	5,592,947,679	10,219	10,239
第3 特定期間末 (平成18年 1 月10日)	17,005,909,805	17,038,723,132	10,359	10,379
第4 特定期間末 (平成18年 7 月10日)	23,465,517,140	23,511,756,119	10,140	10,160
第5 特定期間末 (平成19年 1 月10日)	25,721,302,060	25,783,040,690	10,407	10,432
第6 特定期間末 (平成19年 7 月10日)	25,552,640,274	25,612,815,639	10,606	10,631
第7 特定期間末 (平成20年 1 月10日)	21,953,662,845	22,011,637,544	9,467	9,492
第8 特定期間末 (平成20年 7 月10日)	19,879,383,468	19,934,760,982	8,974	8,999
第9 特定期間末 (平成21年 1 月13日)	13,808,810,470	13,861,720,673	6,525	6,550
第10 特定期間末 (平成21年 7 月10日)	14,101,707,651	14,153,238,668	6,841	6,866
第11 特定期間末 (平成22年 1 月12日)	13,667,287,040	13,715,878,588	7,032	7,057
第12 特定期間末 (平成22年 7 月12日)	10,790,639,094	10,816,159,859	6,342	6,357
第13 特定期間末 (平成23年 1 月11日)	9,098,293,287	9,120,318,372	6,196	6,211
第14 特定期間末 (平成23年 7 月11日)	7,579,803,234	7,598,342,449	6,133	6,148
第15 特定期間末 (平成24年 1 月10日)	5,597,433,900	5,612,789,642	5,468	5,483
第16 特定期間末 (平成24年 7 月10日)	4,975,092,969	4,988,282,344	5,658	5,673
第17 特定期間末 (平成25年 1 月10日)	4,941,552,617	4,952,966,906	6,494	6,509
第18 特定期間末 (平成25年 7 月10日)	5,025,617,790	5,035,534,599	7,602	7,617

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成24年8月末日	4,742,836,712	5,589
平成24年9月末日	4,654,902,361	5,629
平成24年10月末日	4,622,020,951	5,727
平成24年11月末日	4,682,389,315	5,960
平成24年12月末日	4,884,654,386	6,398
平成25年1月末日	5,124,241,277	6,799
平成25年2月末日	5,091,978,631	6,876
平成25年3月末日	5,093,325,072	7,079
平成25年4月末日	5,392,395,585	7,676
平成25年5月末日	5,181,319,097	7,642
平成25年6月末日	4,935,152,342	7,405
平成25年7月末日	4,804,648,061	7,416
平成25年8月末日	4,638,095,218	7,320

②【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1特定期間（平成16年7月28日から平成17年1月11日まで）	105
第2特定期間（平成17年1月12日から平成17年7月11日まで）	360
第3特定期間（平成17年7月12日から平成18年1月10日まで）	1,350
第4特定期間（平成18年1月11日から平成18年7月10日まで）	120
第5特定期間（平成18年7月11日から平成19年1月10日まで）	430
第6特定期間（平成19年1月11日から平成19年7月10日まで）	385
第7特定期間（平成19年7月11日から平成20年1月10日まで）	235
第8特定期間（平成20年1月11日から平成20年7月10日まで）	325
第9特定期間（平成20年7月11日から平成21年1月13日まで）	150
第10特定期間（平成21年1月14日から平成21年7月10日まで）	150
第11特定期間（平成21年7月11日から平成22年1月12日まで）	150
第12特定期間（平成22年1月13日から平成22年7月12日まで）	110
第13特定期間（平成22年7月13日から平成23年1月11日まで）	90
第14特定期間（平成23年1月12日から平成23年7月11日まで）	90
第15特定期間（平成23年7月12日から平成24年1月10日まで）	90
第16特定期間（平成24年1月11日から平成24年7月10日まで）	90
第17特定期間（平成24年7月11日から平成25年1月10日まで）	90
第18特定期間（平成25年1月11日から平成25年7月10日まで）	90

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1特定期間（平成16年7月28日から平成17年1月11日まで）	3.17
第2特定期間（平成17年1月12日から平成17年7月11日まで）	3.59
第3特定期間（平成17年7月12日から平成18年1月10日まで）	14.58
第4特定期間（平成18年1月11日から平成18年7月10日まで）	△0.96
第5特定期間（平成18年7月11日から平成19年1月10日まで）	6.87
第6特定期間（平成19年1月11日から平成19年7月10日まで）	5.61
第7特定期間（平成19年7月11日から平成20年1月10日まで）	△8.52
第8特定期間（平成20年1月11日から平成20年7月10日まで）	△1.77
第9特定期間（平成20年7月11日から平成21年1月13日まで）	△25.62
第10特定期間（平成21年1月14日から平成21年7月10日まで）	7.14
第11特定期間（平成21年7月11日から平成22年1月12日まで）	4.98
第12特定期間（平成22年1月13日から平成22年7月12日まで）	△8.25
第13特定期間（平成22年7月13日から平成23年1月11日まで）	△0.88
第14特定期間（平成23年1月12日から平成23年7月11日まで）	0.44
第15特定期間（平成23年7月12日から平成24年1月10日まで）	△9.38
第16特定期間（平成24年1月11日から平成24年7月10日まで）	5.12
第17特定期間（平成24年7月11日から平成25年1月10日まで）	16.37
第18特定期間（平成25年1月11日から平成25年7月10日まで）	18.45

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間（平成16年7月28日から平成17年1月11日まで）	1,219,013,232	984,495
第2特定期間（平成17年1月12日から平成17年7月11日まで）	4,300,129,000	55,680,391
第3特定期間（平成17年7月12日から平成18年1月10日まで）	11,298,600,259	345,040,370
第4特定期間（平成18年1月11日から平成18年7月10日まで）	7,129,525,984	404,899,091
第5特定期間（平成18年7月11日から平成19年1月10日まで）	2,877,325,833	1,302,926,671
第6特定期間（平成19年1月11日から平成19年7月10日まで）	1,280,893,470	1,904,079,176
第7特定期間（平成19年7月11日から平成20年1月10日まで）	426,529,240	1,328,527,181
第8特定期間（平成20年1月11日から平成20年7月10日まで）	146,640,974	1,185,514,784
第9特定期間（平成20年7月11日から平成21年1月13日まで）	94,068,264	1,080,992,826
第10特定期間（平成21年1月14日から平成21年7月10日まで）	56,888,171	608,562,292
第11特定期間（平成21年7月11日から平成22年1月12日まで）	33,338,532	1,209,126,337
第12特定期間（平成22年1月13日から平成22年7月12日まで）	32,078,488	2,454,854,231
第13特定期間（平成22年7月13日から平成23年1月11日まで）	6,684,513	2,337,137,957
第14特定期間（平成23年1月12日から平成23年7月11日まで）	12,970,504	2,336,883,623
第15特定期間（平成23年7月12日から平成24年1月10日まで）	3,646,890	2,125,962,415
第16特定期間（平成24年1月11日から平成24年7月10日まで）	2,832,415	1,447,076,620
第17特定期間（平成24年7月11日から平成25年1月10日まで）	5,673,088	1,189,064,115
第18特定期間（平成25年1月11日から平成25年7月10日まで）	8,765,812	1,007,085,925

（注）設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1.取得のお申込みの際には、販売会社に取り引口座を開設していただきます。

※販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

- 2.取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- 3.取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス (<http://www.myam.co.jp/>)

- 4.申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.625%※(税抜2.5%)を上限として、各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

※消費税率が8%になった場合には、2.7%となります。

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

※申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

※分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

- 5.申込単位は、販売会社が定める単位となります。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

※「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。

※販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」で当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結することにより、実際に収益分配金を受取ることができる場合があります。

7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。

8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス (<http://www.myam.co.jp/>)

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

4. 換金手数料ならびに信託財産留保額はありません。

5. 換金単位は、販売会社が定める単位とします。

※自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

6. 一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。

7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができるものとします。

8. 上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株 式	原則として、基準価額計算日 [※] の金融商品取引所の終値で評価します。 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 [※] における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6.上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「⑦信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

- 1.委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2.委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦信託約款の変更

- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2.委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3.上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4.上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- 5.委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

⑧反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

⑨運用報告書

委託会社は、法令等の定めるところにより、1月および7月の計算期間終了後及び償還時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

⑩その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

⑪公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑫関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1)収益分配金請求権

①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

③収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

⑤分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

②償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱い、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(4)信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

(5)帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18特定期間（平成25年1月11日から平成25年7月10日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17特定期間 (平成25年1月10日現在)	第18特定期間 (平成25年7月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	76,376,951	85,738,459
親投資信託受益証券	4,875,463,550	4,972,785,785
派生商品評価勘定	1,998,320	1,213,160
未収入金	6,000,000	—
未収利息	125	70
差入委託証拠金	330,000	555,000
流動資産合計	4,960,168,946	5,060,292,474
資産合計	4,960,168,946	5,060,292,474
負債の部		
流動負債		
前受金	1,750,000	1,244,000
未払収益分配金	11,414,289	9,916,809
未払解約金	281,268	18,393,220
未払受託者報酬	257,468	254,973
未払委託者報酬	4,891,856	4,844,446
その他未払費用	21,448	21,236
流動負債合計	18,616,329	34,674,684
負債合計	18,616,329	34,674,684
純資産の部		
元本等		
元本	7,609,526,282	6,611,206,169
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,667,973,665	△1,585,588,379
（分配準備積立金）	85	4,197,494
元本等合計	4,941,552,617	5,025,617,790
純資産合計	4,941,552,617	5,025,617,790
負債純資産合計	4,960,168,946	5,060,292,474

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17特定期間 (自 平成24年 7月11日 至 平成25年 1月10日)	第18特定期間 (自 平成25年 1月11日 至 平成25年 7月10日)
営業収益		
受取利息	17,535	15,111
有価証券売買等損益	750,224,720	907,322,235
派生商品取引等損益	2,787,280	6,902,360
営業収益合計	753,029,535	914,239,706
営業費用		
受託者報酬	1,505,285	1,616,749
委託者報酬	28,600,231	30,718,190
その他費用	125,375	134,666
営業費用合計	30,230,891	32,469,605
営業利益又は営業損失（△）	722,798,644	881,770,101
経常利益又は経常損失（△）	722,798,644	881,770,101
当期純利益又は当期純損失（△）	722,798,644	881,770,101
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	12,257,729	1,206,208
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,817,824,340	△2,667,973,665
剰余金増加額又は欠損金減少額	514,798,124	267,588,643
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	514,798,124	267,588,643
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,426,674	2,329,989
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,426,674	2,329,989
分配金	73,061,690	63,437,261
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,667,973,665	△1,585,588,379

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第18特定期間 (自 平成25年1月11日 至 平成25年7月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第17特定期間 (平成25年1月10日現在)	第18特定期間 (平成25年7月10日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	7,609,526,282口	6,611,206,169口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 2,667,973,665円	元本の欠損 1,585,588,379円
3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.6494円	0.7602円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17特定期間 (自 平成24年7月11日 至 平成25年1月10日)			第18特定期間 (自 平成25年1月11日 至 平成25年7月10日)		
分配金の計算過程 第96期（平成24年7月11日から平成24年8月10日まで） 計算期間末における分配対象額112,291,283円(10,000口 当たり129円87銭)のうち、12,968,951円（10,000口当 たり15円00銭）を分配金額としております。			分配金の計算過程 第102期（平成25年1月11日から平成25年2月12日まで） 計算期間末における分配対象額90,854,262円(10,000口 当たり121円18銭)のうち、11,246,408円（10,000口当 たり15円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	3,943,597円	配当等収益額（費用控除後）	A	10,021,148円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	108,347,601円	収益調整金額	C	80,833,029円
分配準備積立金額	D	85円	分配準備積立金額	D	85円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	112,291,283円	分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	90,854,262円
期末受益権口数	F	8,645,967,757口	期末受益権口数	F	7,497,605,422口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	129円 87銭	10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	121円 18銭
10,000口当たりの分配金額	H	15円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	15円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	12,968,951円	分配金額（F×H÷10,000）	I	11,246,408円
第97期（平成24年8月11日から平成24年9月10日まで） 計算期間末における分配対象額105,213,094円(10,000口 当たり124円71銭)のうち、12,653,939円（10,000口当 たり15円00銭）を分配金額としております。			第103期（平成25年2月13日から平成25年3月11日まで） 計算期間末における分配対象額86,561,437円(10,000口 当たり117円98銭)のうち、11,004,945円（10,000口当 たり15円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	8,303,028円	配当等収益額（費用控除後）	A	8,662,505円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	96,909,981円	収益調整金額	C	77,898,847円
分配準備積立金額	D	85円	分配準備積立金額	D	85円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	105,213,094円	分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	86,561,437円
期末受益権口数	F	8,435,959,387口	期末受益権口数	F	7,336,630,627口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	124円 71銭	10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	117円 98銭
10,000口当たりの分配金額	H	15円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	15円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	12,653,939円	分配金額（F×H÷10,000）	I	11,004,945円
第98期（平成24年9月11日から平成24年10月10日まで） 計算期間末における分配対象額109,417,547円(10,000口 当たり133円19銭)のうち、12,321,941円（10,000口当 たり15円00銭）を分配金額としております。			第104期（平成25年3月12日から平成25年4月10日まで） 計算期間末における分配対象額96,814,616円(10,000口 当たり135円22銭)のうち、10,738,958円（10,000口当 たり15円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	19,286,378円	配当等収益額（費用控除後）	A	23,084,023円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	90,131,084円	収益調整金額	C	73,730,508円
分配準備積立金額	D	85円	分配準備積立金額	D	85円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	109,417,547円	分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	96,814,616円
期末受益権口数	F	8,214,627,747口	期末受益権口数	F	7,159,305,626口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	133円 19銭	10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	135円 22銭
10,000口当たりの分配金額	H	15円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	15円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	12,321,941円	分配金額（F×H÷10,000）	I	10,738,958円

第99期（平成24年10月11日から平成24年11月12日まで）
計算期間末における分配対象額103,143,206円(10,000口
当たり128円72銭)のうち、12,018,805円（10,000口当
たり15円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	8,433,600円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	87,919,606円
分配準備積立金額	D	6,790,000円
分配対象額（A+B+C+D）	E	103,143,206円
期末受益権口数	F	8,012,537,076口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	128円 72銭
10,000口当たりの分配金額	H	15円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	12,018,805円

第100期（平成24年11月13日から平成24年12月10日まで）
計算期間末における分配対象額96,463,184円(10,000口
当たり123円83銭)のうち、11,683,765円（10,000口当
たり15円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	7,878,763円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	85,469,101円
分配準備積立金額	D	3,115,320円
分配対象額（A+B+C+D）	E	96,463,184円
期末受益権口数	F	7,789,176,682口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	123円 83銭
10,000口当たりの分配金額	H	15円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	11,683,765円

第101期（平成24年12月11日から平成25年1月10日まで）
計算期間末における分配対象額93,453,254円(10,000口
当たり122円81銭)のうち、11,414,289円（10,000口当
たり15円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	10,628,953円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	82,824,216円
分配準備積立金額	D	85円
分配対象額（A+B+C+D）	E	93,453,254円
期末受益権口数	F	7,609,526,282口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	122円 81銭
10,000口当たりの分配金額	H	15円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	11,414,289円

第105期（平成25年4月11日から平成25年5月10日まで）
計算期間末における分配対象額93,801,859円(10,000口
当たり134円82銭)のうち、10,435,974円（10,000口当
たり15円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	10,154,431円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	71,651,028円
分配準備積立金額	D	11,996,400円
分配対象額（A+B+C+D）	E	93,801,859円
期末受益権口数	F	6,957,316,602口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	134円 82銭
10,000口当たりの分配金額	H	15円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	10,435,974円

第106期（平成25年5月11日から平成25年6月10日まで）
計算期間末における分配対象額84,710,360円(10,000口
当たり125円86銭)のうち、10,094,167円（10,000口当
たり15円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	4,072,414円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	69,313,155円
分配準備積立金額	D	11,324,791円
分配対象額（A+B+C+D）	E	84,710,360円
期末受益権口数	F	6,729,444,703口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	125円 86銭
10,000口当たりの分配金額	H	15円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	10,094,167円

第107期（平成25年6月11日から平成25年7月10日まで）
計算期間末における分配対象額82,210,231円(10,000口
当たり124円34銭)のうち、9,916,809円（10,000口当
たり15円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	8,904,835円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	68,095,928円
分配準備積立金額	D	5,209,468円
分配対象額（A+B+C+D）	E	82,210,231円
期末受益権口数	F	6,611,206,169口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	124円 34銭
10,000口当たりの分配金額	H	15円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	9,916,809円

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第18特定期間 (自 平成25年 1月11日 至 平成25年 7月10日)	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数先物取引に係る価格変動リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第18特定期間 (平成25年 7月10日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第17特定期間 (平成25年 1月10日現在)	第18特定期間 (平成25年 7月10日現在)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	402,196,560	128,385,145
合計	402,196,560	128,385,145

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(株式関連)

区分	種類	第17特定期間 (平成25年1月10日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	15,810,000 (15,811,680)	— (—)	17,810,000	2,000,000 (1,998,320)
合計		15,810,000 (15,811,680)	— (—)	17,810,000	2,000,000 (1,998,320)

区分	種類	第18特定期間 (平成25年7月10日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	10,756,000 (10,756,840)	— (—)	11,970,000	1,214,000 (1,213,160)
合計		10,756,000 (10,756,840)	— (—)	11,970,000	1,214,000 (1,213,160)

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。なお、()内は手数料相当額を含んだ場合の金額を表しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第17特定期間 (平成25年1月10日現在)	第18特定期間 (平成25年7月10日現在)
1. 期首元本額	8,792,917,309円	7,609,526,282円
期中追加設定元本額	5,673,088円	8,765,812円
期中一部解約元本額	1,189,064,115円	1,007,085,925円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マ ザーファンド	1,715,342,854	3,180,760,254	
親投資信託 受益証券	明治安田TOP I Xマザーファンド	1,049,072,434	1,792,025,531	
	合計	2,764,415,288	4,972,785,785	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（平成25年7月10日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	70,813,079
コール・ローン	329,372,144
国債証券	32,540,836,942
特殊債券	5,965,265,681
派生商品評価勘定	741,916
未収入金	889,585,407
未収利息	333,183,577
前払費用	189,820,730
流動資産合計	40,319,619,476
資産合計	40,319,619,476
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	825,555
未払金	747,951,652
未払解約金	68,830,000
流動負債合計	817,607,207
負債合計	817,607,207
純資産の部	
元本等	
元本	21,303,195,804
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	18,198,816,465
元本等合計	39,502,012,269
純資産合計	39,502,012,269
負債純資産合計	40,319,619,476

（注） 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの計算期間は、毎年4月11日から翌年4月10日までであり、開示対象ファンドの特定期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成25年7月10日現在における明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成25年 1月11日 至 平成25年 7月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として①金融商品取引業者の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）②価格情報会社の提供する価額などに基づいて時価評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成25年 7月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	21,303,195,804口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.8543円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成25年 1月11日 至 平成25年 7月10日）	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどに晒されております。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、外国為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする外国為替予約取引に係る為替変動リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

（2）金融商品の時価等に関する事項

（平成25年 7月10日現在）	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	公社債 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成25年 7月10日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△869,385,577
特殊債券	△96,777,848
合計	△966,163,425

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連)

区分	種類	(平成25年7月10日現在)			
		契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	960,224,643	—	959,946,106	278,537
	米ドル	800,959,310	—	800,964,062	△4,752
	マレーシアリングgit	59,208,756	—	59,663,226	△454,470
	ユーロ	100,056,577	—	99,318,818	737,759
	買建	750,355,025	—	749,992,849	△362,176
	米ドル	700,672,042	—	700,676,199	4,157
	ユーロ	49,682,983	—	49,316,650	△366,333
合計		1,710,579,668	—	1,709,938,955	△83,639

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成25年7月10日現在)	
1. 期首元本額		25,197,635,471円
期中追加設定元本額		180,375,045円
期中一部解約元本額		4,074,814,712円
平成25年7月10日現在 における元本の内訳 (注)	明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	49,767,803円
	明治安田グローバルバランスオープン	34,778,607円
	明治安田DCグローバルバランスオープン	95,424,603円
	明治安田外国債券オープン	755,175,350円
	明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	37,350,352円
	明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	63,360,760円
	明治安田DC外国債券オープン	2,515,403,293円
	明治安田外国債券オープン（毎月分配型）	15,785,224,584円
	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	1,715,342,854円
	明治安田資産形成サポートファンド（隔月決算型）	3,658,548円
	明治安田資産形成サポートファンド（1年決算型）	2,928,809円
	明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	26,349,703円
	明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	18,340,703円
	明治安田VA外国債券オープン（適格機関投資家私募）	200,089,835円
	合計	21,303,195,804円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 4.25%	1,710,000	1,802,714.06	
	US TREASURY N/B 0.25%	1,000,000	998,515.63	
	US TREASURY N/B 0.25%	6,940,000	6,919,396.87	
	US TREASURY N/B 0.25%	1,800,000	1,791,984.38	
	US TREASURY N/B 1%	5,800,000	5,837,156.25	
	US TREASURY N/B 0.875%	5,500,000	5,480,664.09	
	US TREASURY N/B 0.875%	5,200,000	5,181,718.77	
	US TREASURY N/B 0.875%	4,650,000	4,633,652.36	
	US TREASURY N/B 0.875%	3,450,000	3,437,871.11	
	US TREASURY N/B 0.625%	9,500,000	9,256,562.50	
	US TREASURY N/B 0.625%	2,000,000	1,948,750.00	
	US TREASURY N/B 0.625%	1,300,000	1,266,687.50	
	US TREASURY N/B 2.25%	3,620,000	3,748,679.70	
	US TREASURY N/B 2.75%	1,700,000	1,798,148.44	
	US TREASURY N/B 2.75%	8,000,000	8,461,875.04	
	US TREASURY N/B 2.75%	3,200,000	3,384,750.01	
	US TREASURY N/B 3.5%	4,640,000	5,084,062.52	
	US TREASURY N/B 3.625%	4,500,000	4,949,648.46	
	US TREASURY N/B 2%	5,570,000	5,382,447.68	
	US TREASURY N/B 6.125%	800,000	1,078,562.50	
	US TREASURY N/B 6.25%	600,000	833,625.00	
	US TREASURY N/B 5.375%	2,750,000	3,510,546.87	
	US TREASURY N/B 4.25%	12,060,000	13,496,835.99	
小計		96,290,000	100,284,855.73	
			(10,142,810,308)	
カナダドル	CANADA-GOV'T 1.25%	10,360,000	10,356,788.40	
小計		10,360,000	10,356,788.40	
			(994,562,390)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 6%	470,000	519,021.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 6%	1,490,000	1,645,407.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 5.5%	3,520,000	3,979,360.00	
小計		5,480,000	6,143,788.00	
			(569,160,520)	
イギリスポンド	TREASURY 1.75%	7,450,000	7,687,431.50	
	TREASURY 5%	1,200,000	1,406,520.00	
	TREASURY 1.75%	220,000	207,746.00	
	TREASURY 4.75%	820,000	1,001,195.40	
	TREASURY 4.25%	4,030,000	4,545,840.00	
	TREASURY 4.5%	2,150,000	2,530,098.50	
小計		15,870,000	17,378,831.40	
			(2,610,126,687)	

スイスフラン	SWISS (GOVT) 3%	1,300,000	1,488,500.00	
小計		1,300,000	1,488,500.00	
			(154,550,955)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 3.25%	1,500,000	1,603,950.00	
小計		1,500,000	1,603,950.00	
			(126,904,524)	
マレーシアリングgit	MALAYSIAN GOV'T 4.262%	6,200,000	6,365,850.00	
小計		6,200,000	6,365,850.00	
			(202,243,054)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 3.75%	7,000,000	7,668,500.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.75%	3,250,000	3,560,375.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	2,600,000	2,871,310.00	
小計		12,850,000	14,100,185.00	
			(209,669,750)	
デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 4%	12,760,000	15,079,768.00	
	DENMARK - BULLET 7%	2,510,000	3,858,121.00	
小計		15,270,000	18,937,889.00	
			(328,004,237)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 7.25%	13,000,000	14,011,400.00	
	MEXICAN BONOS 5%	8,800,000	8,792,080.00	
	MEXICAN BONOS 6.5%	15,000,000	15,709,500.00	
	MEXICAN BONOS 7.75%	12,000,000	13,172,400.00	
小計		48,800,000	51,685,380.00	
			(405,213,379)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 5%	5,600,000	5,880,000.00	
	POLAND GOVT BOND 5.75%	3,640,000	4,124,120.00	
小計		9,240,000	10,004,120.00	
			(299,323,270)	
南アフリカランド	REP SOUTH AFRICA 8.25%	10,500,000	11,025,000.00	
	REP SOUTH AFRICA 10.5%	5,000,000	5,993,500.00	
	REP SOUTH AFRICA 6.25%	6,500,000	4,988,750.00	
小計		22,000,000	22,007,250.00	
			(221,613,007)	
ユーロ	DEUTSCHLAND REP 4.25%	2,250,000	2,591,212.50	
	DEUTSCHLAND REP 1.5%	2,220,000	2,191,806.00	
	DEUTSCHLAND REP 1.5%	3,000,000	2,961,900.00	
	DEUTSCHLAND REP 6.5%	600,000	923,040.00	
	DEUTSCHLAND REP 4.75%	2,120,000	2,927,084.00	
	DEUTSCHLAND REP 4.75%	550,000	796,125.00	
	DEUTSCHLAND REP 3.25%	1,300,000	1,511,250.00	
	BTPS 4.5%	6,000,000	6,306,000.00	
	BTPS 4.75%	9,640,000	10,290,700.00	
	BTPS 4.5%	1,930,000	1,954,125.00	
	BTPS 4.5%	2,300,000	2,328,750.00	
	BTPS 6.5%	1,160,000	1,358,940.00	
	BTPS 5.75%	1,500,000	1,654,500.00	

	BTPS 5%	150,000	149,400.00	
	BTPS 5%	4,200,000	4,183,200.00	
	BTAN 2.25%	700,000	734,230.00	
	FRANCE O.A.T. 3.25%	2,920,000	3,131,700.00	
	FRANCE O.A.T. 5%	300,000	341,670.00	
	FRANCE O.A.T. 4.25%	1,200,000	1,395,720.00	
	FRANCE O.A.T. 4.25%	600,000	697,860.00	
	FRANCE O.A.T. 4.25%	320,000	372,192.00	
	FRANCE O.A.T. 1.75%	2,000,000	1,913,000.00	
	FRANCE O.A.T. 5.75%	2,290,000	3,214,015.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	1,850,000	2,284,195.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	830,000	1,024,801.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	650,000	802,555.00	
	NETHERLANDS GOVT 0.75%	2,100,000	2,123,520.00	
	NETHERLANDS GOVT 4.5%	640,000	736,896.00	
	NETHERLANDS GOVT 4%	4,800,000	5,312,160.00	
	NETHERLANDS GOVT 4%	900,000	1,035,900.00	
	NETHERLANDS GOVT 2.25%	3,000,000	3,103,200.00	
	NETHERLANDS GOVT 3.75%	500,000	611,740.00	
	SPANISH GOV'T 2.75%	1,070,000	1,084,305.90	
	SPANISH GOV'T 4%	2,900,000	3,001,645.00	
	SPANISH GOV'T 4%	7,800,000	8,073,390.00	
	SPANISH GOV'T 4.25%	700,000	730,310.00	
	SPANISH GOV'T 5.4%	7,050,000	7,444,800.00	
	BELGIAN 3%	7,000,000	7,484,400.00	
	BELGIAN 3%	1,000,000	1,069,200.00	
	BELGIAN 0303 4.25%	1,490,000	1,562,712.00	
	BELGIAN 0307 3.25%	4,750,000	5,140,925.00	
	BELGIAN 0307 3.25%	700,000	757,610.00	
	BELGIAN 0307 3.25%	2,400,000	2,597,520.00	
	BELGIAN 0307 3.25%	3,000,000	3,246,900.00	
	BELGIAN 4.25%	1,670,000	1,927,681.00	
	BELGIAN 4.5%	200,000	234,300.00	
	REP OF AUSTRIA 3.2%	1,900,000	2,069,100.00	
	REP OF AUSTRIA 3.4%	3,000,000	3,372,000.00	
	REP OF AUSTRIA 6.25%	900,000	1,300,770.00	
	FINNISH GOV'T 2.75%	2,300,000	2,397,750.00	
	REP OF POLAND 3.375%	1,500,000	1,541,100.00	
小計		115,850,000	125,999,805.40	
			(16,276,654,861)	
国債証券計			32,540,836,942	
			(32,540,836,942)	
特殊債券				
米ドル	OESTER KONTROLBK 1.75%	12,000,000	12,233,400.00	
	BK NED GEMEENTEN 5.125%	3,500,000	3,913,000.00	
	CAISSE AMORT DET 5.25%	3,400,000	3,811,400.00	
	KFW 4.875%	8,000,000	9,026,400.00	
	COUNCIL OF EUROP 4%	3,000,000	3,179,970.00	
	EURO BK RECON&DV 1.625%	9,000,000	9,184,050.00	
	EUROPEAN INVT BK 4.875%	8,000,000	8,988,000.00	
	COUNCIL OF EUROP 5.125%	4,500,000	5,112,675.00	

小計		51,400,000	55,448,895.00	
			(5,608,101,240)	
イギリスポンド	EUROPEAN INVT BK 4.875%	1,400,000	1,561,210.00	
小計		1,400,000	1,561,210.00	
			(234,478,129)	
ノルウェークローネ	EUROPEAN INVT BK 3%	7,500,000	7,503,750.00	
小計		7,500,000	7,503,750.00	
			(122,686,312)	
特殊債券計			5,965,265,681	
			(5,965,265,681)	
合計			38,506,102,623	
			(38,506,102,623)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 1 6 銘柄	100.0%	26.3%
	特殊債券 8 銘柄	100.0%	14.6%
カナダドル	国債証券 1 銘柄	100.0%	2.6%
オーストラリアドル	国債証券 2 銘柄	100.0%	1.5%
イギリスポンド	国債証券 6 銘柄	100.0%	6.8%
	特殊債券 1 銘柄	100.0%	0.6%
スイスフラン	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.4%
シンガポールドル	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.3%
マレーシアリンギット	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.5%
スウェーデンクローナ	国債証券 2 銘柄	100.0%	0.5%
ノルウェークローネ	特殊債券 1 銘柄	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 2 銘柄	100.0%	0.8%
メキシコペソ	国債証券 4 銘柄	100.0%	1.1%
ポーランドズロチ	国債証券 2 銘柄	100.0%	0.8%
南アフリカランド	国債証券 3 銘柄	100.0%	0.6%
ユーロ	国債証券 3 9 銘柄	100.0%	42.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「明治安田T O P I Xマザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田T O P I Xマザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成25年7月10日現在)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	205,781,333
株式※1	4,567,134,830
派生商品評価勘定	16,016,560
未収入金	1,025,320
未収配当金	3,528,650
未収利息	169
流動資産合計	4,793,486,862
資産合計	4,793,486,862
負債の部	
流動負債	
前受金	17,587,000
未払解約金	2,410,000
流動負債合計	19,997,000
負債合計	19,997,000
純資産の部	
元本等	
元本	2,794,499,723
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,978,990,139
元本等合計	4,773,489,862
純資産合計	4,773,489,862
負債純資産合計	4,793,486,862

(注) 明治安田T O P I Xマザーファンドの計算期間は、毎年3月11日から翌年3月10日までであり、開示対象ファンドの特定期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成25年7月10日現在における明治安田T O P I Xマザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成25年1月11日 至 平成25年7月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成25年7月10日現在)
1. ※ 1 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 63,900,000円
2. 当該計算期間の末日における受益権の総数	2,794,499,723口
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.7082円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成25年 1月11日 至 平成25年 7月10日）	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数先物取引に係る価格変動リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

（2）金融商品の時価等に関する事項

（平成25年 7月10日現在）	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成25年7月10日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	583,787,450
合計	583,787,450

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(株式関連)

区分	種類	(平成25年7月10日現在)			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	175,490,000 (175,503,440)	— (—)	191,520,000	16,030,000 (16,016,560)
合計		175,490,000 (175,503,440)	— (—)	191,520,000	16,030,000 (16,016,560)

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。なお、（ ）内は手数料相当額を含んだ場合の金額を表しております。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成25年7月10日現在）	
1. 期首元本額		2,997,758,281円
期中追加設定元本額		277,285,910円
期中一部解約元本額		480,544,468円
平成25年7月10日現在 における元本の内訳 (注)	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	1,049,072,434円
	明治安田資産形成サポートファンド（隔月決算型）	4,715,494円
	明治安田資産形成サポートファンド（1年決算型）	3,936,602円
	明治安田TOPIXオープン	119,795,554円
	明治安田DC・TOPIXオープン	1,545,374,651円
	明治安田VA・TOPIXオープン（適格機関投資家私 募）	71,604,988円
	合計	2,794,499,723円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	極洋	3,000	290	870,000	
	日本水産	5,400	206	1,112,400	
	マルハニチロホールディングス	8,000	202	1,616,000	
	サカタのタネ	600	1,395	837,000	
	ホクト	500	1,778	889,000	
	日鉄鉱業	1,000	394	394,000	
	三井松島産業	3,000	146	438,000	
	国際石油開発帝石	36	456,000	16,416,000	
	日本海洋掘削	100	8,020	802,000	
	石油資源開発	500	4,370	2,185,000	
	ショーボンドホールディングス	300	4,180	1,254,000	
	ミライト・ホールディングス	1,100	935	1,028,500	
	安藤・間	2,500	236	590,000	
	東急建設	1,950	249	485,550	
	コムシスホールディングス	1,600	1,310	2,096,000	
	ミサワホーム	500	1,950	975,000	
	高松コンストラクショングループ	200	1,608	321,600	
	東建コーポレーション	140	5,770	807,800	
	大成建設	16,000	407	6,512,000	
	大林組	10,000	580	5,800,000	
	清水建設	10,000	436	4,360,000	
	長谷工コーポレーション	21,500	133	2,859,500	
	鹿島建設	14,000	375	5,250,000	
	不動テトラ	3,300	164	541,200	
	鉄建建設	4,000	117	468,000	
	西松建設	5,000	248	1,240,000	
	三井住友建設	6,300	87	548,100	
	前田建設工業	2,000	520	1,040,000	
	奥村組	3,000	405	1,215,000	
	東鉄工業	500	1,944	972,000	
	戸田建設	4,000	295	1,180,000	
	熊谷組	4,000	104	416,000	
	大東建託	1,100	8,790	9,669,000	
	N I P P O	1,000	1,872	1,872,000	
	前田道路	1,000	1,749	1,749,000	
	日本道路	1,000	615	615,000	
	東亜建設工業	4,000	143	572,000	
	東洋建設	1,500	259	388,500	
	五洋建設	4,500	261	1,174,500	
	住友林業	2,100	1,218	2,557,800	
	ヤマダ・エスバイエルホーム	3,000	157	471,000	
	パナホーム	1,000	666	666,000	
	大和ハウス工業	8,000	1,789	14,312,000	
	ライト工業	1,100	790	869,000	
	積水ハウス	9,000	1,402	12,618,000	
	中電工	500	1,015	507,500	
	関電工	1,000	459	459,000	
	きんでん	2,000	937	1,874,000	
	日本電設工業	1,000	1,075	1,075,000	
	協和エクシオ	1,200	1,151	1,381,200	
	三機工業	1,000	629	629,000	
	日揮	3,000	3,780	11,340,000	
	中外炉工業	2,000	256	512,000	
	高砂熱学工業	900	852	766,800	
	大気社	500	2,502	1,251,000	
	日比谷総合設備	500	1,025	512,500	
	東芝プラントシステム	1,000	1,617	1,617,000	
	東洋エンジニアリング	2,000	489	978,000	
	千代田化工建設	2,000	1,239	2,478,000	
	新興プランテック	800	775	620,000	

日本製粉	2,000	510	1,020,000
日清製粉グループ本社	3,000	1,181	3,543,000
昭和産業	2,000	307	614,000
東洋精糖	5,000	100	500,000
日本甜菜製糖	3,000	178	534,000
三井製糖	2,000	316	632,000
森永製菓	3,000	207	621,000
中村屋	2,000	405	810,000
江崎グリコ	1,000	975	975,000
不二家	3,000	195	585,000
山崎製パン	2,000	1,106	2,212,000
カルビー	300	9,860	2,958,000
森永乳業	3,000	301	903,000
ヤクルト本社	1,800	4,195	7,551,000
明治ホールディングス	900	4,875	4,387,500
雪印メグミルク	500	1,486	743,000
プリマハム	3,000	203	609,000
日本ハム	2,000	1,586	3,172,000
伊藤ハム	2,000	435	870,000
丸大食品	2,000	324	648,000
S Foods	500	894	447,000
サッポロホールディングス	6,000	396	2,376,000
アサヒグループホールディングス	6,000	2,682	16,092,000
キリンホールディングス	13,000	1,585	20,605,000
宝ホールディングス	3,000	911	2,733,000
コカ・コーラウエスト	1,100	1,822	2,004,200
ダイドードリンコ	200	4,170	834,000
伊藤園	900	2,392	2,152,800
キーコーヒー	400	1,541	616,400
ジャパンフーズ	500	1,420	710,000
日清オイリオグループ	2,000	366	732,000
不二製油	800	1,678	1,342,400
J-オイルミルズ	2,000	300	600,000
キッコーマン	3,000	1,703	5,109,000
味の素	7,000	1,349	9,443,000
キュービー	1,400	1,493	2,090,200
ハウス食品	1,000	1,675	1,675,000
カゴメ	900	1,726	1,553,400
アリアケジャパン	400	2,279	911,600
ニチレイ	4,000	524	2,096,000
東洋水産	1,000	3,315	3,315,000
日清食品ホールディングス	1,100	4,195	4,614,500
ロック・フィールド	300	1,919	575,700
日本たばこ産業	17,000	3,735	63,495,000
わらべや日洋	300	1,544	463,200
ミヨシ油脂	3,000	165	495,000
片倉工業	500	1,300	650,000
グンゼ	3,000	247	741,000
東洋紡	14,000	158	2,212,000
ユニチカ	16,000	53	848,000
富士紡ホールディングス	2,000	253	506,000
日清紡ホールディングス	2,000	774	1,548,000
倉敷紡績	5,000	171	855,000
日本毛織	1,000	737	737,000
ダイドーリミテッド	900	693	623,700
帝人	13,000	221	2,873,000
東レ	22,000	666	14,652,000
アツギ	6,000	111	666,000
セーレン	1,000	662	662,000
ワコールホールディングス	2,000	1,007	2,014,000
ホギメディカル	200	5,840	1,168,000
T S I ホールディングス	1,800	650	1,170,000
三陽商会	3,000	245	735,000
オンワードホールディングス	2,000	863	1,726,000
ゴールドウイン	1,000	473	473,000
デサント	1,000	703	703,000

特種東海製紙	3,000	203	609,000
王子ホールディングス	14,000	427	5,978,000
日本製紙	1,500	1,452	2,178,000
三菱製紙	9,000	96	864,000
北越紀州製紙	2,500	436	1,090,000
大王製紙	1,000	617	617,000
レンゴー	3,000	500	1,500,000
クラレ	4,900	1,412	6,918,800
旭化成	18,000	679	12,222,000
昭和電工	20,000	138	2,760,000
住友化学	21,000	329	6,909,000
日産化学工業	2,200	1,458	3,207,600
クレハ	2,000	332	664,000
石原産業	8,000	75	600,000
日本曹達	2,000	530	1,060,000
東ソー	9,000	371	3,339,000
トクヤマ	5,000	330	1,650,000
セントラル硝子	3,000	310	930,000
東亜合成	3,000	424	1,272,000
ダイソー	2,000	294	588,000
電気化学工業	6,000	355	2,130,000
信越化学工業	5,100	6,900	35,190,000
日本カーバイド工業	1,000	689	689,000
堺化学工業	2,000	281	562,000
エア・ウォーター	3,000	1,470	4,410,000
大陽日酸	4,000	728	2,912,000
日本パーカライジング	1,000	2,047	2,047,000
ステラ ケミファ	200	1,540	308,000
日本触媒	2,000	1,049	2,098,000
大日精化工業	1,000	433	433,000
カネカ	4,000	687	2,748,000
三菱瓦斯化学	5,000	775	3,875,000
三井化学	14,000	237	3,318,000
J S R	2,700	1,995	5,386,500
東京応化工業	600	2,271	1,362,600
三菱ケミカルホールディングス	18,000	491	8,838,000
日本合成化学工業	1,000	1,124	1,124,000
ダイセル	4,000	886	3,544,000
住友ベークライト	3,000	385	1,155,000
積水化学工業	6,000	1,091	6,546,000
日本ゼオン	3,000	1,159	3,477,000
アイカ工業	900	2,017	1,815,300
宇部興産	15,000	191	2,865,000
積水樹脂	1,000	1,378	1,378,000
日立化成	1,300	1,647	2,141,100
大倉工業	1,000	353	353,000
日本化薬	2,000	1,299	2,598,000
A D E K A	1,400	1,081	1,513,400
日油	2,000	591	1,182,000
花王	7,500	3,360	25,200,000
三洋化成工業	1,000	631	631,000
大日本塗料	3,000	157	471,000
日本ペイント	3,000	1,224	3,672,000
関西ペイント	3,000	1,312	3,936,000
中国塗料	1,000	517	517,000
太陽ホールディングス	300	3,150	945,000
D I C	11,000	255	2,805,000
サカタインクス	1,000	928	928,000
東洋インキ S C ホールディングス	3,000	506	1,518,000
富士フイルムホールディングス	6,200	2,318	14,371,600
資生堂	5,300	1,466	7,769,800
ライオン	3,000	567	1,701,000
高砂香料工業	1,000	479	479,000
マンダム	400	3,380	1,352,000
ファンケル	1,000	1,193	1,193,000
コーセー	600	2,723	1,633,800

ドクターシーラボ	3	277,100	831,300
ポーラ・オルビスホールディングス	400	3,340	1,336,000
コニシ	300	1,871	561,300
長谷川香料	500	1,445	722,500
小林製薬	400	5,220	2,088,000
日本高純度化学	2	199,900	399,800
アース製薬	300	3,395	1,018,500
クミアイ化学工業	1,000	625	625,000
日本農薬	1,000	1,001	1,001,000
アキレス	4,000	134	536,000
日東電工	2,400	6,250	15,000,000
藤森工業	300	3,135	940,500
J S P	300	1,510	453,000
エフピコ	100	6,470	647,000
ニフコ	700	2,210	1,547,000
日本バルカー工業	2,000	257	514,000
ユニ・チャーム	1,500	5,430	8,145,000
協和発酵キリン	4,000	1,118	4,472,000
武田薬品工業	10,600	4,700	49,820,000
アステラス製薬	6,300	5,620	35,406,000
大日本住友製薬	2,200	1,366	3,005,200
塩野義製薬	4,300	2,155	9,266,500
田辺三菱製薬	2,300	1,381	3,176,300
日本新薬	1,000	1,734	1,734,000
中外製薬	3,300	2,079	6,860,700
科研製薬	1,000	1,533	1,533,000
エーザイ	3,400	4,185	14,229,000
ロート製薬	1,000	1,425	1,425,000
小野薬品工業	1,400	6,860	9,604,000
久光製薬	900	5,850	5,265,000
持田製薬	1,000	1,385	1,385,000
参天製薬	1,000	4,425	4,425,000
扶桑薬品工業	2,000	335	670,000
ツムラ	900	2,861	2,574,900
日医工	500	2,221	1,110,500
キッセイ薬品工業	600	2,025	1,215,000
生化学工業	800	1,295	1,036,000
鳥居薬品	300	2,335	700,500
東和薬品	200	4,065	813,000
沢井製薬	200	12,090	2,418,000
ゼリア新薬工業	1,000	1,516	1,516,000
第一三共	8,900	1,734	15,432,600
キョーリン製薬ホールディングス	800	2,226	1,780,800
大塚ホールディングス	5,400	3,470	18,738,000
大正製薬ホールディングス	600	7,250	4,350,000
日本コークス工業	5,500	109	599,500
昭和シェル石油	3,000	872	2,616,000
コスモ石油	9,000	185	1,665,000
東燃ゼネラル石油	4,000	971	3,884,000
ビーピー・カストロール	1,400	417	583,800
A O Cホールディングス	1,200	345	414,000
出光興産	300	8,060	2,418,000
J Xホールディングス	30,900	497	15,357,300
横浜ゴム	3,000	1,056	3,168,000
東洋ゴム工業	3,000	627	1,881,000
ブリヂストン	8,900	3,755	33,419,500
住友ゴム工業	2,300	1,737	3,995,100
オカモト	1,000	307	307,000
ニッタ	400	2,030	812,000
東海ゴム工業	600	930	558,000
三ツ星ベルト	1,000	495	495,000
バンドー化学	1,000	378	378,000
日東紡績	3,000	343	1,029,000
旭硝子	14,000	656	9,184,000
日本電気硝子	6,000	492	2,952,000
住友大阪セメント	6,000	325	1,950,000

太平洋セメント	17,000	341	5,797,000
東海カーボン	3,000	276	828,000
日本カーボン	3,000	192	576,000
東洋炭素	200	1,838	367,600
ノリタケカンパニーリミテド	3,000	279	837,000
TOTO	5,000	1,023	5,115,000
日本碍子	4,000	1,335	5,340,000
日本特殊陶業	3,000	1,973	5,919,000
フジミインコーポレーテッド	400	1,119	447,600
ニチアス	2,000	642	1,284,000
ニチハ	500	1,530	765,000
新日鐵住金	120,000	291	34,920,000
神戸製鋼所	42,000	139	5,838,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	7,400	2,392	17,700,800
日新製鋼ホールディングス	1,500	826	1,239,000
東京製鐵	2,000	413	826,000
共英製鋼	300	1,573	471,900
大和工業	600	3,160	1,896,000
淀川製鋼所	2,000	414	828,000
丸一鋼管	900	2,454	2,208,600
大同特殊鋼	5,000	551	2,755,000
山陽特殊製鋼	2,000	491	982,000
愛知製鋼	2,000	458	916,000
日立金属	2,680	1,091	2,923,880
大太平洋金属	2,000	446	892,000
日本電工	2,000	284	568,000
栗本鐵工所	2,000	265	530,000
三菱製鋼	3,000	207	621,000
日本軽金属ホールディングス	8,400	133	1,117,200
三井金属鉱業	8,000	229	1,832,000
東邦亜鉛	2,000	282	564,000
三菱マテリアル	17,000	337	5,729,000
住友金属鉱山	7,000	1,186	8,302,000
DOWAホールディングス	3,000	972	2,916,000
古河機械金属	8,000	190	1,520,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	400	1,780	712,000
東邦チタニウム	700	763	534,100
住友軽金属工業	9,000	92	828,000
古河スカイ	2,000	275	550,000
古河電気工業	10,000	226	2,260,000
住友電気工業	9,900	1,318	13,048,200
フジクラ	6,000	365	2,190,000
昭和電線ホールディングス	7,000	86	602,000
タツタ電線	900	982	883,800
リョービ	3,000	305	915,000
アサヒホールディングス	500	1,573	786,500
SUMCO	2,000	1,119	2,238,000
東洋製罐グループホールディングス	2,100	1,624	3,410,400
横河ブリッジホールディングス	1,000	1,229	1,229,000
三和ホールディングス	3,000	583	1,749,000
文化シャッター	1,000	586	586,000
三協立山	500	2,448	1,224,000
LIXILグループ	4,000	2,290	9,160,000
ノーリツ	600	1,766	1,059,600
長府製作所	300	2,176	652,800
リンナイ	400	7,190	2,876,000
岡部	800	985	788,000
東プレ	700	900	630,000
高周波熱錬	700	764	534,800
東京製綱	4,000	137	548,000
日本発條	2,100	1,176	2,469,600
日本製鋼所	5,000	589	2,945,000
三浦工業	300	2,500	750,000
タクマ	1,000	760	760,000
ツガミ	1,000	549	549,000
オークマ	2,000	753	1,506,000

東芝機械	2,000	495	990,000
アマダ	5,000	729	3,645,000
アイダエンジニアリング	900	767	690,300
牧野フライス製作所	2,000	609	1,218,000
オーエスジー	1,300	1,640	2,132,000
旭ダイヤモンド工業	900	963	866,700
森精機製作所	1,700	1,239	2,106,300
ディスコ	300	6,620	1,986,000
島精機製作所	500	1,803	901,500
日阪製作所	1,000	889	889,000
ナブテスコ	1,500	2,015	3,022,500
三井海洋開発	300	3,190	957,000
SMC	800	21,180	16,944,000
ホソカワミクロン	1,000	727	727,000
ユニオンツール	300	1,956	586,800
オイレス工業	300	2,142	642,600
サトーホールディングス	400	1,904	761,600
小松製作所	13,300	2,338	31,095,400
住友重機械工業	8,000	451	3,608,000
日立建機	1,600	2,117	3,387,200
井関農機	3,000	333	999,000
クボタ	15,000	1,589	23,835,000
月島機械	1,000	1,080	1,080,000
新東工業	800	815	652,000
小森コーポレーション	900	1,279	1,151,100
荏原製作所	6,000	556	3,336,000
西島製作所	600	874	524,400
ダイキン工業	3,800	4,415	16,777,000
オルガノ	1,000	518	518,000
トーヨーカネツ	2,000	279	558,000
栗田工業	1,400	2,122	2,970,800
椿本チエイン	2,000	587	1,174,000
ダイフク	1,500	947	1,420,500
タダノ	2,000	1,490	2,980,000
フジテック	1,000	960	960,000
CKD	1,000	825	825,000
平和	700	1,794	1,255,800
理想科学工業	300	2,270	681,000
SANKYO	800	4,665	3,732,000
アマノ	1,000	1,119	1,119,000
サンデン	2,000	374	748,000
蛇の目ミシン工業	5,000	83	415,000
マックス	1,000	1,120	1,120,000
グローリー	900	2,399	2,159,100
セガサミーホールディングス	3,100	2,572	7,973,200
リケン	1,000	425	425,000
TPR	400	1,704	681,600
ホシザキ電機	600	3,420	2,052,000
日本精工	6,000	999	5,994,000
NTN	7,000	336	2,352,000
ジェイテクト	3,200	1,194	3,820,800
不二越	3,000	461	1,383,000
日本トムソン	1,000	490	490,000
THK	1,900	2,181	4,143,900
イーグル工業	1,000	1,315	1,315,000
キッツ	1,500	486	729,000
日立工機	800	830	664,000
マキタ	1,700	5,690	9,673,000
日立造船	12,500	153	1,912,500
三菱重工業	46,000	626	28,796,000
IHI	20,000	425	8,500,000
イビデン	1,800	1,601	2,881,800
コニカミノルタ	7,500	778	5,835,000
ブラザー工業	3,700	1,185	4,384,500
ミネベア	4,000	382	1,528,000
日立製作所	65,000	664	43,160,000

東芝	54,000	479	25,866,000
三菱電機	27,000	1,046	28,242,000
富士電機	9,000	376	3,384,000
安川電機	3,000	1,264	3,792,000
シンフォニアテクノロジー	3,000	165	495,000
明電舎	3,000	337	1,011,000
デンヨー	500	1,497	748,500
東芝テック	2,000	576	1,152,000
マブチモーター	400	5,430	2,172,000
日本電産	1,500	7,060	10,590,000
ダイヘン	2,000	481	962,000
JVCケンウッド	2,600	241	626,600
大崎電気工業	1,000	535	535,000
オムロン	2,900	3,145	9,120,500
日東工業	500	1,836	918,000
I D E C	600	969	581,400
ジーエス・ユアサ コーポレーション	6,000	429	2,574,000
メルコホールディングス	200	1,356	271,200
日本電気	37,000	227	8,399,000
富士通	27,000	411	11,097,000
沖電気工業	11,000	207	2,277,000
電気興業	1,000	557	557,000
サンケン電気	2,000	474	948,000
アイホン	300	1,649	494,700
セイコーエプソン	2,200	1,342	2,952,400
ワコム	2,400	1,118	2,683,200
アルバック	700	832	582,400
アクセル	200	1,852	370,400
E I Z O	300	2,284	685,200
日本信号	900	754	678,600
パナソニック	31,500	839	26,428,500
アンリツ	1,600	1,232	1,971,200
富士通ゼネラル	1,000	1,034	1,034,000
日立国際電気	1,000	1,105	1,105,000
ソニー	17,400	2,187	38,053,800
T D K	1,600	3,705	5,928,000
ミツミ電機	1,600	714	1,142,400
アルプス電気	2,500	791	1,977,500
パイオニア	4,400	205	902,000
日本電波工業	500	929	464,500
フォスター電機	400	1,721	688,400
SMK	2,000	310	620,000
東光	2,000	306	612,000
ホシデン	1,100	557	612,700
ヒロセ電機	500	14,060	7,030,000
日本航空電子工業	1,000	1,024	1,024,000
ユニデン	2,000	233	466,000
アルパイン	800	1,006	804,800
アイコム	200	2,448	489,600
船井電機	500	1,056	528,000
横河電機	3,000	1,297	3,891,000
新電元工業	1,000	514	514,000
アズビル	800	2,180	1,744,000
日本光電工業	600	4,090	2,454,000
共和電業	2,000	319	638,000
堀場製作所	600	3,770	2,262,000
アドバンテスト	2,100	1,640	3,444,000
キーエンス	700	33,500	23,450,000
日置電機	300	1,428	428,400
シスメックス	1,000	6,380	6,380,000
メガチップス	300	1,398	419,400
O B A R A G R O U P	300	3,045	913,500
コーセル	500	1,236	618,000
スタンレー電気	2,100	2,019	4,239,900
岩崎電気	2,000	194	388,000
ウシオ電機	1,600	1,326	2,121,600

日本セラミック	300	1,390	417,000
日本電子	2,000	530	1,060,000
カシオ計算機	3,100	916	2,839,600
ファナック	2,800	14,760	41,328,000
エンプラス	100	7,840	784,000
ローム	1,500	4,175	6,262,500
浜松ホトニクス	1,000	3,700	3,700,000
三井ハイテック	700	665	465,500
新光電気工業	1,200	1,198	1,437,600
京セラ	2,200	10,810	23,782,000
太陽誘電	1,600	1,551	2,481,600
村田製作所	2,900	7,960	23,084,000
ユーシン	700	819	573,300
双葉電子工業	700	1,247	872,900
北陸電気工業	4,000	152	608,000
ニチコン	1,100	1,077	1,184,700
日本ケミコン	2,000	417	834,000
KOA	600	972	583,200
小糸製作所	1,000	1,993	1,993,000
ミツバ	1,000	1,798	1,798,000
スター精密	700	1,042	729,400
大日本スクリーン製造	3,000	562	1,686,000
キヤノン電子	300	1,849	554,700
キヤノン	16,900	3,380	57,122,000
リコー	9,000	1,197	10,773,000
東京エレクトロン	2,400	4,955	11,892,000
トヨタ紡織	1,100	1,504	1,654,400
鬼怒川ゴム工業	1,000	531	531,000
ユニプレス	500	1,895	947,500
豊田自動織機	2,400	4,395	10,548,000
モリタホールディングス	1,000	806	806,000
デンソー	6,700	4,865	32,595,500
東海理化電機製作所	700	2,060	1,442,000
三井造船	12,000	165	1,980,000
佐世保重工業	4,000	100	400,000
川崎重工業	22,000	335	7,370,000
日本車輛製造	1,000	534	534,000
日産自動車	34,200	1,088	37,209,600
いすゞ自動車	16,000	802	12,832,000
トヨタ自動車	35,000	6,390	223,650,000 ※
日野自動車	4,000	1,641	6,564,000
三菱自動車工業	69,000	146	10,074,000
武蔵精密工業	400	2,454	981,600
日産車体	1,000	1,176	1,176,000
新明和工業	1,000	844	844,000
極東開発工業	600	1,142	685,200
日信工業	700	1,872	1,310,400
トビー工業	3,000	204	612,000
ティラド	2,000	388	776,000
曙ブレーキ工業	1,800	510	918,000
タチエス	500	1,366	683,000
NOK	1,200	1,610	1,932,000
フタバ産業	1,400	494	691,600
カヤバ工業	3,000	526	1,578,000
大同メタル工業	1,000	651	651,000
プレス工業	2,000	457	914,000
カルソニックカンセイ	2,000	448	896,000
太平洋工業	800	807	645,600
ケーヒン	700	1,532	1,072,400
アイシン精機	2,500	3,940	9,850,000
マツダ	44,000	435	19,140,000
ダイハツ工業	3,000	2,051	6,153,000
本田技研工業	22,900	3,810	87,249,000
スズキ	5,600	2,447	13,703,200
富士重工業	9,000	2,673	24,057,000
ヤマハ発動機	4,300	1,422	6,114,600

	ショーワ	800	1,306	1,044,800
	エクセディ	400	2,652	1,060,800
	豊田合成	800	2,648	2,118,400
	ヨロズ	300	1,671	501,300
	エフ・シー・シー	500	2,509	1,254,500
	シマノ	1,100	8,830	9,713,000
	タカタ	500	2,190	1,095,000
	ティ・エス テック	600	3,475	2,085,000
	テルモ	2,100	5,010	10,521,000
	クリエートメディック	600	873	523,800
	日機装	1,000	1,262	1,262,000
	島津製作所	3,000	799	2,397,000
	東京精密	600	2,283	1,369,800
	ニコン	5,100	2,314	11,801,400
	トプコン	800	1,055	844,000
	オリンパス	3,300	2,969	9,797,700
	タムロン	300	2,135	640,500
	HOYA	6,500	2,193	14,254,500
	シチズンホールディングス	3,700	604	2,234,800
	セイコーホールディングス	2,000	484	968,000
	ニプロ	1,700	1,035	1,759,500
	パラマウントベッドホールディングス	300	3,480	1,044,000
	バンダイナムコホールディングス	2,900	1,671	4,845,900
	フランスベッドホールディングス	3,000	197	591,000
	パイロットコーポレーション	300	3,565	1,069,500
	トッパン・フォームズ	800	854	683,200
	フジシールインターナショナル	400	2,859	1,143,600
	タカラトミー	1,400	488	683,200
	プロネクス	700	628	439,600
	大建工業	2,000	290	580,000
	凸版印刷	8,000	710	5,680,000
	大日本印刷	8,000	934	7,472,000
	日本写真印刷	500	1,905	952,500
	アシックス	2,700	1,592	4,298,400
	ツツミ	200	2,551	510,200
	ローランド	600	1,017	610,200
	ヤマハ	2,400	1,209	2,901,600
	ピジョン	200	8,660	1,732,000
	リンテック	500	1,842	921,000
	イトーキ	900	532	478,800
	任天堂	1,600	12,250	19,600,000
	三菱鉛筆	400	2,011	804,400
	タカラスタANDARD	1,000	719	719,000
	コクヨ	1,700	721	1,225,700
	岡村製作所	1,000	633	633,000
	美津濃	1,000	574	574,000
	アデランス	500	1,380	690,000
	中部電力	8,800	1,482	13,041,600
	関西電力	11,700	1,447	16,929,900
	中国電力	4,100	1,581	6,482,100
	北陸電力	3,100	1,575	4,882,500
	東北電力	7,400	1,295	9,583,000
	四国電力	2,700	1,944	5,248,800
	九州電力	6,500	1,506	9,789,000
	北海道電力	2,900	1,416	4,106,400
	沖縄電力	300	3,980	1,194,000
	電源開発	1,900	3,255	6,184,500
	東京瓦斯	34,000	563	19,142,000
	大阪瓦斯	28,000	428	11,984,000
	東邦瓦斯	8,000	511	4,088,000
	北海道瓦斯	3,000	255	765,000
	西部瓦斯	5,000	246	1,230,000
	静岡瓦斯	1,500	712	1,068,000
	東武鉄道	16,000	537	8,592,000
	相鉄ホールディングス	4,000	367	1,468,000
	東京急行電鉄	17,000	699	11,883,000

京浜急行電鉄	7,000	893	6,251,000
小田急電鉄	9,000	1,003	9,027,000
京王電鉄	8,000	709	5,672,000
京成電鉄	5,000	979	4,895,000
富士急行	1,000	1,090	1,090,000
東日本旅客鉄道	5,000	8,350	41,750,000
西日本旅客鉄道	2,500	4,420	11,050,000
東海旅客鉄道	2,300	12,940	29,762,000
西日本鉄道	4,000	390	1,560,000
近畿日本鉄道	25,000	446	11,150,000
阪急阪神ホールディングス	17,000	596	10,132,000
南海電気鉄道	5,000	382	1,910,000
京阪電気鉄道	5,000	413	2,065,000
名糖運輸	700	641	448,700
名古屋鉄道	10,000	287	2,870,000
日本通運	11,000	490	5,390,000
ヤマトホールディングス	5,000	2,249	11,245,000
山九	3,000	385	1,155,000
センコー	2,000	509	1,018,000
日本梱包運輸倉庫	1,000	1,626	1,626,000
福山通運	1,000	606	606,000
セイノーホールディングス	2,000	920	1,840,000
神奈川中央交通	1,000	531	531,000
日立物流	400	1,560	624,000
日本郵船	24,000	283	6,792,000
商船三井	15,000	407	6,105,000
川崎汽船	14,000	210	2,940,000
N S ユナイテッド海運	3,000	153	459,000
飯野海運	1,400	549	768,600
日本航空	2,800	5,320	14,896,000
A N A ホールディングス	56,000	220	12,320,000
日新	2,000	287	574,000
三菱倉庫	2,000	1,460	2,920,000
三井倉庫	2,000	526	1,052,000
住友倉庫	2,000	599	1,198,000
澁澤倉庫	1,000	451	451,000
上組	3,000	849	2,547,000
近鉄エクスプレス	300	3,960	1,188,000
N E C ネットエスアイ	300	2,310	693,000
システナ	600	747	448,200
I T ホールディングス	1,100	1,174	1,291,400
グリー	1,500	816	1,224,000
コーエーテクモホールディングス	800	949	759,200
ネクソン	2,400	1,163	2,791,200
ダウンゴ	2	512,000	1,024,000
マクロミル	800	606	484,800
ティーガイア	500	937	468,500
インターネットイニシアティブ	400	3,450	1,380,000
野村総合研究所	1,600	3,370	5,392,000
フジ・メディア・ホールディングス	27	194,000	5,238,000
オービック	100	27,470	2,747,000
T D C ソフトウェアエンジニアリング	600	799	479,400
ヤフー	194	50,700	9,835,800
トレンドマイクロ	1,200	3,260	3,912,000
日本オラクル	500	3,910	1,955,000
オービックビジネスコンサルタント	100	6,240	624,000
伊藤忠テクノソリューションズ	300	4,170	1,251,000
大塚商会	300	11,680	3,504,000
ネットワンシステムズ	1,300	770	1,001,000
エイベックス・グループ・ホールディングス	600	3,200	1,920,000
日本ユニシス	1,100	720	792,000
東京放送ホールディングス	1,600	1,367	2,187,200
日本テレビホールディングス	2,500	1,875	4,687,500
テレビ朝日	700	2,202	1,541,400
スカパーJ S A T ホールディングス	25	48,050	1,201,250
アイ・ティー・シーネットワーク	800	911	728,800

日本電信電話	11,300	5,260	59,438,000
KDDI	7,600	5,250	39,900,000
光通信	300	5,650	1,695,000
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	219	158,700	34,755,300
GMOインターネット	1,100	1,035	1,138,500
学研ホールディングス	2,000	293	586,000
ゼンリン	500	1,127	563,500
KADOKAWA	300	3,750	1,125,000
松竹	2,000	922	1,844,000
東宝	2,000	2,172	4,344,000
東映	1,000	659	659,000
エヌ・ティ・ティ・データ	17	367,500	6,247,500
DTS	400	1,455	582,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,200	1,207	1,448,400
カプコン	700	1,698	1,188,600
SCSK	700	1,934	1,353,800
日本システムウエア	1,300	431	560,300
アイネス	600	659	395,400
TKC	300	1,746	523,800
富士ソフト	500	2,077	1,038,500
NSD	800	1,095	876,000
コナミ	1,400	2,078	2,909,200
ソフトバンク	13,100	5,760	75,456,000
双日	20,300	178	3,613,400
アルフレッサ ホールディングス	700	5,130	3,591,000
横浜冷凍	900	825	742,500
あい ホールディングス	800	958	766,400
ダイワボウホールディングス	4,000	164	656,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	700	783	548,100
UKCホールディングス	200	1,749	349,800
TOKAIホールディングス	2,000	333	666,000
シップヘルスケアホールディングス	400	3,680	1,472,000
エコートレーディング	700	802	561,400
三菱食品	300	2,465	739,500
松田産業	400	1,328	531,200
メディバルホールディングス	2,700	1,319	3,561,300
アズワン	300	2,464	739,200
ドウシシャ	400	1,447	578,800
高速	600	950	570,000
黒田電気	500	1,373	686,500
ガリバーインターナショナル	1,100	657	722,700
伊藤忠商事	21,200	1,208	25,609,600
丸紅	22,000	707	15,554,000
長瀬産業	1,400	1,346	1,884,400
豊田通商	3,100	2,815	8,726,500
兼松	8,000	119	952,000
三井物産	22,600	1,309	29,583,400
日立ハイテクノロジーズ	900	2,310	2,079,000
カメイ	500	820	410,000
山善	1,300	645	838,500
住友商事	15,000	1,328	19,920,000
三菱商事	20,600	1,816	37,409,600
第一実業	1,000	428	428,000
キヤノンマーケティングジャパン	1,000	1,365	1,365,000
菱洋エレクトロ	600	828	496,800
ユアサ商事	4,000	187	748,000
阪和興業	3,000	406	1,218,000
岩谷産業	4,000	383	1,532,000
すてきナイスグループ	2,000	213	426,000
昭光通商	5,000	142	710,000
三愛石油	1,000	391	391,000
稲畑産業	1,000	853	853,000
東邦ホールディングス	900	1,807	1,626,300
サンゲツ	500	2,588	1,294,000
伊藤忠エネクス	1,300	508	660,400
サンリオ	700	5,050	3,535,000

リョーサン	500	1,727	863,500
三信電気	500	611	305,500
東陽テクニカ	600	1,273	763,800
モスフードサービス	500	1,895	947,500
加賀電子	300	804	241,200
ヤマタネ	3,000	188	564,000
トラスコ中山	500	2,056	1,028,000
オートバックスセブン	1,100	1,495	1,644,500
加藤産業	500	2,102	1,051,000
イエローハット	300	1,944	583,200
因幡電機産業	300	2,701	810,300
住金物産	2,000	288	576,000
ミスミグループ本社	1,000	2,693	2,693,000
スズケン	1,000	3,180	3,180,000
ローソン	1,000	8,080	8,080,000
カワチ薬品	300	2,163	648,900
エービーシー・マート	300	4,230	1,269,000
アスクル	300	1,866	559,800
ゲオホールディングス	6	91,600	549,600
ポイント	290	5,240	1,519,600
パル	200	2,980	596,000
エディオン	1,600	637	1,019,200
サーラコーポレーション	1,000	500	500,000
ビックカメラ	12	43,900	526,800
DCMホールディングス	1,500	741	1,111,500
MonotaRO	400	2,777	1,110,800
J. フロント リテイリング	7,000	847	5,929,000
ドトール・日レスホールディングス	600	1,466	879,600
マツモトキヨシホールディングス	500	3,210	1,605,000
スタートトゥデイ	700	2,047	1,432,900
ココカラファイン	300	3,260	978,000
三越伊勢丹ホールディングス	5,600	1,483	8,304,800
ウエルシアホールディングス	100	5,140	514,000
コスモス薬品	100	11,200	1,120,000
セブン&アイ・ホールディングス	11,300	3,945	44,578,500
ツルハホールディングス	300	9,950	2,985,000
クスリのアオキ	100	7,390	739,000
カップ・クリエイトホールディングス	350	1,821	637,350
良品計画	300	8,570	2,571,000
コナカ	400	1,160	464,000
コーナン商事	500	1,181	590,500
エコス	900	613	551,700
ワタミ	300	1,729	518,700
ドン・キホーテ	800	5,310	4,248,000
西松屋チェーン	800	974	779,200
ゼンショーホールディングス	1,100	1,179	1,296,900
サイゼリヤ	500	1,293	646,500
ユナイテッドアローズ	300	4,860	1,458,000
ハイデイ日高	200	2,152	430,400
コロワイド	1,000	980	980,000
壺番屋	100	3,820	382,000
スキホールディングス	500	4,110	2,055,000
ファミリーマート	800	4,505	3,604,000
木曽路	500	1,892	946,000
千趣会	800	862	689,600
ケーヨー	700	486	340,200
上新電機	1,000	855	855,000
日本瓦斯	600	1,181	708,600
ロイヤルホールディングス	700	1,548	1,083,600
島忠	700	2,470	1,729,000
チヨダ	400	2,624	1,049,600
カスミ	1,200	627	752,400
リンガーハット	600	1,475	885,000
AOKIホールディングス	300	3,150	945,000
オークワ	1,000	972	972,000
コメリ	400	2,485	994,000

青山商事	800	2,704	2,163,200
しまむら	300	12,220	3,666,000
高島屋	4,000	1,096	4,384,000
松屋	700	1,418	992,600
エイチ・ツー・オー リテイリング	2,000	949	1,898,000
パルコ	700	1,108	775,600
丸井グループ	3,800	1,061	4,031,800
ダイエー	2,400	334	801,600
イズミヤ	2,000	476	952,000
イオン	9,600	1,398	13,420,800
ユニーグループ・ホールディングス	3,100	643	1,993,300
イズミ	700	3,000	2,100,000
平和堂	700	1,708	1,195,600
フジ	200	1,792	358,400
ヤオコー	200	3,655	731,000
ゼビオ	400	2,189	875,600
ケーズホールディングス	700	3,635	2,544,500
アインファーマシーズ	200	4,250	850,000
ヤマダ電機	1,280	4,485	5,740,800
アークランドサカモト	300	1,808	542,400
ニトリホールディングス	500	8,410	4,205,000
吉野家ホールディングス	9	114,800	1,033,200
サガミチェーン	1,000	804	804,000
プレナス	400	1,714	685,600
アークス	500	1,908	954,000
バロー	700	1,739	1,217,300
ファーストリテイリング	600	38,000	22,800,000
サンドラッグ	500	4,445	2,222,500
じもとホールディングス	2,600	239	621,400
新生銀行	25,000	245	6,125,000
あおぞら銀行	11,000	316	3,476,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	203,500	653	132,885,500
りそなホールディングス	27,100	503	13,631,300
三井住友トラスト・ホールディングス	53,000	493	26,129,000
三井住友フィナンシャルグループ	20,300	4,745	96,323,500
第四銀行	3,000	346	1,038,000
北越銀行	4,000	212	848,000
西日本シティ銀行	10,000	279	2,790,000
千葉銀行	10,000	735	7,350,000
横浜銀行	17,000	555	9,435,000
常陽銀行	10,000	569	5,690,000
群馬銀行	6,000	592	3,552,000
武蔵野銀行	500	3,580	1,790,000
千葉興業銀行	700	825	577,500
筑波銀行	1,400	375	525,000
東京都民銀行	700	1,192	834,400
七十七銀行	4,000	501	2,004,000
青森銀行	2,000	261	522,000
秋田銀行	2,000	267	534,000
山形銀行	2,000	434	868,000
岩手銀行	200	3,985	797,000
東邦銀行	1,000	307	307,000
東北銀行	4,000	151	604,000
みちのく銀行	2,000	197	394,000
ふくおかフィナンシャルグループ	11,000	447	4,917,000
静岡銀行	8,000	1,126	9,008,000
十六銀行	4,000	378	1,512,000
スルガ銀行	3,000	1,836	5,508,000
八十二銀行	5,000	615	3,075,000
山梨中央銀行	2,000	442	884,000
大垣共立銀行	4,000	309	1,236,000
福井銀行	3,000	222	666,000
北國銀行	3,000	356	1,068,000
清水銀行	200	2,860	572,000
滋賀銀行	3,000	528	1,584,000
南都銀行	3,000	392	1,176,000

百五銀行	2,000	430	860,000
京都銀行	5,000	875	4,375,000
三重銀行	2,000	213	426,000
ほくほくフィナンシャルグループ	19,000	206	3,914,000
広島銀行	8,000	446	3,568,000
山陰合同銀行	2,000	778	1,556,000
中国銀行	2,000	1,441	2,882,000
伊予銀行	3,000	1,000	3,000,000
百十四銀行	3,000	332	996,000
四国銀行	2,000	240	480,000
阿波銀行	2,000	566	1,132,000
鹿児島銀行	2,000	687	1,374,000
大分銀行	2,000	331	662,000
宮崎銀行	2,000	328	656,000
肥後銀行	2,000	609	1,218,000
佐賀銀行	2,000	215	430,000
十八銀行	2,000	243	486,000
沖縄銀行	200	4,330	866,000
琉球銀行	700	1,294	905,800
八千代銀行	200	2,986	597,200
セブン銀行	9,600	376	3,609,600
みずほフィナンシャルグループ	345,100	215	74,196,500
紀陽ホールディングス	11,000	140	1,540,000
山口フィナンシャルグループ	3,000	1,006	3,018,000
名古屋銀行	3,000	391	1,173,000
北洋銀行	4,400	399	1,755,600
愛知銀行	100	4,705	470,500
第三銀行	2,000	164	328,000
愛媛銀行	1,000	247	247,000
みなと銀行	2,000	176	352,000
京葉銀行	2,000	529	1,058,000
関西アーバン銀行	4,000	110	440,000
栃木銀行	2,000	368	736,000
北日本銀行	200	2,297	459,400
福島銀行	6,000	80	480,000
大東銀行	5,000	86	430,000
トモニホールディングス	2,400	393	943,200
フィデアホールディングス	2,300	232	533,600
池田泉州ホールディングス	1,900	530	1,007,000
S B I ホールディングス	3,800	1,272	4,833,600
ジャフコ	500	4,210	2,105,000
大和証券グループ本社	27,000	900	24,300,000
野村ホールディングス	55,400	813	45,040,200
岡三証券グループ	2,000	944	1,888,000
丸三証券	1,100	764	840,400
東洋証券	2,000	352	704,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	3,200	810	2,592,000
水戸証券	1,000	514	514,000
いちよし証券	800	1,416	1,132,800
松井証券	1,800	991	1,783,800
マネックスグループ	36	43,150	1,553,400
カブドットコム証券	1,300	595	773,500
極東証券	500	1,906	953,000
N K S J ホールディングス	6,200	2,510	15,562,000
M S & A D インシュアランスグループホールディングス	8,200	2,812	23,058,400
ソニーフィナンシャルホールディングス	2,500	1,683	4,207,500
第一生命保険	143	155,100	22,179,300
東京海上ホールディングス	10,300	3,480	35,844,000
T & D ホールディングス	9,200	1,395	12,834,000
全国保証	300	3,535	1,060,500
クレディセゾン	2,500	2,492	6,230,000
芙蓉総合リース	300	3,890	1,167,000
興銀リース	500	3,395	1,697,500
東京センチュリーリース	700	2,883	2,018,100
日本証券金融	1,400	812	1,136,800
リコーリース	300	2,884	865,200

イオンフィナンシャルサービス	1,100	3,005	3,305,500
アコム	600	3,455	2,073,000
ジャックス	2,000	583	1,166,000
オリエントコーポレーション	6,000	275	1,650,000
日立キャピタル	700	2,261	1,582,700
オリックス	16,000	1,470	23,520,000
三菱UFJリース	7,100	496	3,521,600
日本取引所グループ	700	11,760	8,232,000
NECキャピタルソリューション	200	2,637	527,400
ヒューリック	3,700	1,149	4,251,300
野村不動産ホールディングス	1,400	2,400	3,360,000
フージャースホールディングス	400	864	345,600
パーク24	1,500	1,817	2,725,500
三井不動産	13,000	3,185	41,405,000
三菱地所	19,000	2,716	51,604,000
平和不動産	600	1,797	1,078,200
東京建物	6,000	874	5,244,000
ダイビル	800	1,149	919,200
東急不動産	6,000	1,014	6,084,000
住友不動産	7,000	4,380	30,660,000
大京	5,000	316	1,580,000
テーオーシー	1,100	735	808,500
レオパレス21	2,800	439	1,229,200
住友不動産販売	110	5,750	632,500
ゴールドクレスト	300	2,528	758,400
東栄住宅	200	2,136	427,200
東急リバブル	400	2,122	848,800
飯田産業	400	1,858	743,200
アーネストワン	500	2,153	1,076,500
タカラレーベン	1,600	415	664,000
イオンモール	1,200	2,549	3,058,800
トーセイ	500	897	448,500
エヌ・ティ・ティ都市開発	18	129,500	2,331,000
日本空港ビルデング	1,000	1,677	1,677,000
日本工営	2,000	381	762,000
日本M&Aセンター	200	5,770	1,154,000
アコーディア・ゴルフ	15	108,900	1,633,500
エス・エム・エス	300	1,359	407,700
テンプホールディングス	500	2,229	1,114,500
クックパッド	200	2,684	536,800
NECフィールディング	500	1,205	602,500
総合警備保障	1,100	1,828	2,010,800
カカクコム	900	3,075	2,767,500
ツクイ	400	1,090	436,000
エムスリー	8	229,000	1,832,000
ディー・エヌ・エー	1,500	1,946	2,919,000
博報堂DYホールディングス	410	7,350	3,013,500
イーピーエス	5	117,800	589,000
ケネディクス	3,000	544	1,632,000
電通	2,700	3,200	8,640,000
みらかホールディングス	800	4,820	3,856,000
サニックス	700	1,486	1,040,200
オリエンタルランド	800	15,980	12,784,000
ダスキン	800	1,884	1,507,200
明光ネットワークジャパン	400	1,355	542,000
ラウンドワン	1,200	622	746,400
リゾートトラスト	500	3,200	1,600,000
もしもしホットライン	600	1,291	774,600
ユー・エス・エス	320	12,670	4,054,400
エイチ・アイ・エス	300	4,645	1,393,500
スバル興業	2,000	334	668,000
東京テアトル	2,000	167	334,000
よみうりランド	1,000	934	934,000
東京都競馬	3,000	432	1,296,000
東京ドーム	3,000	689	2,067,000
トランス・コスモス	500	1,663	831,500

	乃村工藝社	1,000	745	745,000	
	藤田観光	1,000	436	436,000	
	日本管財	200	1,468	293,600	
	セコム	2,900	5,510	15,979,000	
	メイテック	600	2,513	1,507,800	
	アサツー ディ・ケイ	600	2,616	1,569,600	
	応用地質	400	1,695	678,000	
	ベネッセホールディングス	700	3,600	2,520,000	
	イオンディライト	300	1,846	553,800	
	ニチイ学館	800	862	689,600	
	ダイセキ	600	1,859	1,115,400	
小計		4,334,907		4,567,134,830	
合計				4,567,134,830	

※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

トヨタ自動車 10,000株

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成25年8月30日現在）

I	資産総額	4,645,233,670 円
II	負債総額	7,138,452 円
III	純資産総額（I－II）	4,638,095,218 円
IV	発行済数量	6,336,152,691 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.7320 円

（参考）マザーファンドの現況

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

（平成25年8月30日現在）

I	資産総額	37,628,196,165 円
II	負債総額	121,340,000 円
III	純資産総額（I－II）	37,506,856,165 円
IV	発行済数量	20,468,473,253 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.8324 円

明治安田TOPIXマザーファンド

純資産額計算書

（平成25年8月30日現在）

I	資産総額	4,391,351,618 円
II	負債総額	11,935,106 円
III	純資産総額（I－II）	4,379,416,512 円
IV	発行済数量	2,766,702,411 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.5829 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年8月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	130 本	572,401,355,168 円
単位型株式投資信託	1 本	2,782,115,553 円
合 計	131 本	575,183,470,721 円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,798,082	7,585,064
前払費用	96,609	80,260
未収入金	1,594	※1 190,980
未収委託者報酬	406,697	487,397
未収運用受託報酬	※1 497,131	※1 141,641
未収投資助言報酬	※1 170,156	※1 197,081
その他	1,757	15,812
流動資産合計	8,972,029	8,698,236
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 120,876	※2 90,863
器具備品	※2 132,336	※2 117,771
有形固定資産合計	253,213	208,635
無形固定資産		
ソフトウェア	22,377	57,810
電話加入権	6,662	6,662
その他	8,170	340
無形固定資産合計	37,210	64,813
投資その他の資産		
長期差入保証金	※1 190,699	97,273
長期前払費用	185	95
投資その他の資産合計	190,884	97,368
固定資産合計	481,307	370,817
資産合計	9,453,336	9,069,054

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,168	82,916
未払金	339,611	539,304
未払収益分配金	158	135
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	163,484	198,056
その他未払金	168,652	333,796
未払費用	32,463	30,603
未払法人税等	10,892	7,214
未払消費税等	36,590	-
賞与引当金	104,985	86,215
流動負債合計	542,711	746,254
固定負債		
退職給付引当金	114,893	84,636
資産除去債務	55,470	27,376
固定負債合計	170,363	112,012
負債合計	713,075	858,266
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,050,436	520,962
利益剰余金合計	4,225,478	3,696,003
株主資本合計	8,740,261	8,210,787
純資産合計	8,740,261	8,210,787
負債・純資産合計	9,453,336	9,069,054

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,037,583	2,773,510
受入手数料	25,800	21,027
運用受託報酬	1,970,292	1,564,002
投資助言報酬	332,526	372,192
営業収益合計	5,366,202	4,730,732
営業費用		
支払手数料	1,402,793	1,246,685
広告宣伝費	22,521	17,645
公告費	323	-
調査費	967,154	975,236
調査費	390,141	385,416
委託調査費	577,013	589,820
委託計算費	266,632	287,651
営業雑経費	96,076	90,766
通信費	19,416	17,735
印刷費	66,048	61,830
協会費	6,780	7,902
諸会費	3,346	3,283
営業雑費	484	14
営業費用合計	2,755,501	2,617,985
一般管理費		
給料	1,532,277	1,423,034
役員報酬	70,098	59,208
給料・手当	1,219,741	1,123,919
賞与	242,437	239,907
その他報酬	2,242	-
賞与引当金繰入	104,985	86,215
福利厚生費	246,627	239,485
交際費	1,974	1,049
寄付金	200	200
旅費交通費	32,460	27,549
租税公課	24,888	21,013
不動産賃借料	237,951	209,742
退職給付費用	53,431	27,754
固定資産減価償却費	85,762	81,773
諸経費	149,865	141,550
一般管理費合計	2,472,666	2,259,368
営業利益又は営業損失（△）	138,034	△146,621

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取利息	4,070	3,610
償還金等時効完成分	12	50
保険契約返戻金・配当金	※1 2,275	※1 1,192
貸倒引当金戻入額	15,785	-
雑益	3,513	848
営業外収益合計	25,657	5,702
営業外費用		
為替差損	506	-
賃貸借契約解約損	-	117
雑損	-	1
営業外費用合計	506	119
経常利益又は経常損失（△）	163,185	△141,038
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	※2 611	※2 161,764
合併関連費用	※3 3,400	-
本社移転関連費用	-	※1 88,653
特別退職加算金等	-	130,628
特別損失合計	4,011	381,046
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（△）	159,174	△522,084
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	142,624	-
法人税等合計	144,914	2,290
当期純利益又は当期純損失（△）	14,260	△524,374

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
その他資本剰余金		
当期首残高	2,854,339	2,854,339
当期変動額	-	-
当期末残高	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計		
当期首残高	3,514,783	3,514,783
当期変動額	-	-
当期末残高	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,036,176	1,050,436
当期変動額		
剰余金の配当	-	△5,099
当期純利益又は当期純損失（△）	14,260	△524,374
当期変動額合計	14,260	△529,474
当期末残高	1,050,436	520,962
利益剰余金合計		
当期首残高	4,211,217	4,225,478
当期変動額		
剰余金の配当	-	△5,099
当期純利益又は当期純損失（△）	14,260	△524,374
当期変動額合計	14,260	△529,474
当期末残高	4,225,478	3,696,003
株主資本合計		
当期首残高	8,726,001	8,740,261
当期変動額		
剰余金の配当	-	△5,099
当期純利益又は当期純損失（△）	14,260	△524,374
当期変動額合計	14,260	△529,474
当期末残高	8,740,261	8,210,787

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
2. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未収入金	-	190,313千円
未収運用受託報酬	8,944千円	5,926千円
未収投資助言報酬	164,758千円	190,120千円
長期差入保証金	190,313千円	-

※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	133,261千円	1,052千円
器具備品	327,061千円	222,594千円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,275千円	1,192千円
本社移転関連費用	-	30,179千円

※2 前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
固定資産除却損の内容は、主に器具備品611千円であります。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
固定資産除却損の内容は、建物107,628千円、器具備品53,722千円、ソフトウェア413千円であります。

※3 前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
合併関連費用は、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,798,082	7,798,082	-
(2) 未収入金	1,594	1,594	-
(3) 未収委託者報酬	406,697	406,697	-
(4) 未収運用受託報酬	497,131	497,131	-
(5) 未収投資助言報酬	170,156	170,156	-
(6) 長期差入保証金	190,699	187,683	△3,015
資産計	9,064,361	9,061,345	△3,015
(1) 未払手数料	163,484	163,484	-
(2) その他未払金	168,652	168,652	-
負債計	332,137	332,137	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,585,064	7,585,064	-
(2) 未収入金	190,980	190,980	-
(3) 未収委託者報酬	487,397	487,397	-
(4) 未収運用受託報酬	141,641	141,641	-
(5) 未収投資助言報酬	197,081	197,081	-
(6) 長期差入保証金	97,273	84,120	△13,152
資産計	8,699,437	8,686,284	△13,152
(1) 未払手数料	198,056	198,056	-
(2) その他未払金	333,796	333,796	-
負債計	531,852	531,852	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(5) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,797,986	-	-	-
未収入金	1,594	-	-	-
未収委託者報酬	406,697	-	-	-
未収運用受託報酬	497,131	-	-	-
未収投資助言報酬	170,156	-	-	-
長期差入保証金	-	190,313	-	-
合計	8,873,566	190,313	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,584,441	-	-	-
未収入金	190,980	-	-	-
未収委託者報酬	487,397	-	-	-
未収運用受託報酬	141,641	-	-	-
未収投資助言報酬	197,081	-	-	-
長期差入保証金	366	-	-	96,907
合計	8,601,907	-	-	96,907

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	△427,062	△454,392
(2) 年金資産 (千円)	312,169	369,756
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2) (千円)	△114,893	△84,636
(4) 退職給付引当金 (3) (千円)	△114,893	△84,636

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
退職給付費用 (千円)	53,431	27,754

(注1) 当事業年度においては、上記の退職給付費用以外に特別退職金129,228千円を特別損失に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	448,266	千円	689,786	千円
税務上の繰延資産償却超過額	52,268	〃	46,523	〃
賞与引当金繰入限度超過額	39,904	〃	32,770	〃
退職給付引当金繰入限度超過額	42,472	〃	31,036	〃
その他	38,408	〃	24,586	〃
繰延税金資産小計	621,320	〃	824,703	〃
評価性引当額	△616,061	〃	△814,989	〃
繰延税金資産合計	5,259	〃	9,713	〃
繰延税金負債				
資産除去費用	△5,259	〃	△9,713	〃
繰延税金負債合計	△5,259	〃	△9,713	〃
繰延税金資産の純額	-	〃	-	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
法定実効税率	40.69	%	-	
（調整）				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.50	〃	-	
評価性引当額の増減	48.41	〃	-	
住民税均等割	1.44	〃	-	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	91.04	%	-	

（注）当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（15年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

なお、当事業年度の本社移転に伴い、使用見込期間を16年から15年に、割引率を0.896%から1.314%にそれぞれ変更しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
期首残高	54,977	千円	55,470	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	〃	27,316	〃
時の経過による調整額	492	〃	515	〃
資産除去債務の履行による減少額	-	〃	55,925	〃
期末残高	55,470	千円	27,376	千円

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	3,037,583	25,800	1,970,292	332,526	5,366,202

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	613,920

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	2,773,510	21,027	1,564,002	372,192	4,730,732

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	110,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	34,961	未収運用受託報酬	8,944
							投資助言報酬	321,882	未収投資助言報酬	164,758
							支払手数料	133,324	未払手数料	41,430
							事務所家賃	232,739	前払家賃	19,655
									長期差入保証金	190,313

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	210,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	26,081	未収運用受託報酬	5,926
							投資助言報酬	359,783	未収投資助言報酬	190,120
							支払手数料	162,340	未払手数料	53,501
							事務所家賃	231,510	未収入金	190,313
									その他未払金	99

取引条件ないし取引条件の決定方針等

①運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

②事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

(注1) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	462,766円00銭	434,732円21銭
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額(△)	755円02銭	△27,763円78銭

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	8,740,261	8,210,787
普通株式に係る純資産額（千円）	8,740,261	8,210,787
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	14,260	△524,374
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	14,260	△524,374
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

(平成25年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(平成25年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
株式会社名古屋銀行	25,090	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社南都銀行	29,249	
株式会社京都銀行※	42,103	
株式会社北洋銀行※	121,101	
新潟証券株式会社	600	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静岡東海証券株式会社	600	
楽天証券株式会社	7,495	

※ 現在、当ファンドの新規の申込みの取扱いを行っておりません。

2【関係業務の概要】**(1)受託会社**

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】**(1)受託会社**

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕**1.名称、資本金の額及び事業の内容**

- (A) 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- (B) 資本金の額 : 平成25年3月31日現在、10,000百万円
- (C) 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本関係

該当ありません。

第3【参考情報】

委託会社は、当特定期間において、次の書類を提出しております。

(1)有価証券届出書	平成25年4月10日
(2)有価証券報告書	平成25年4月10日
(3)臨時報告書	平成25年1月17日
	平成25年2月18日
	平成25年3月19日
	平成25年4月16日
	平成25年5月17日
	平成25年6月14日

独立監査人の監査報告書

平成25年8月28日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・インカム・プラス（毎月分配型）の平成25年1月11日から平成25年7月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）の平成25年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 前 正 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。